

出席議員（18名）

1番	森	裕樹	君	2番	加藤	滋	君
3番	安藤	義憲	君	4番	平間	幸弘	君
5番	桜場	政行	君	6番	吉田	和夫	君
7番	秋本	好則	君	8番	斎藤	義勝	君
9番	平間	奈緒美	君	10番	佐々木	裕子	君
11番	安部	俊三	君	12番	森	淑子	君
13番	広沢	真	君	14番	有賀	光子	君
15番	舟山	彰	君	16番	白内	恵美子	君
17番	水戸	義裕	君	18番	高橋	たい子	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口	茂	君
副町長	水戸	敏見	君
会計管理者兼 会計課長	平間	清志	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	鈴木	俊昭	君
まちづくり政策課長	藤原	政志	君
財政課長	森	浩	君
税務課長	安彦	秀昭	君
町民環境課長	遠藤	稔	君
健康推進課長	佐藤	浩美	君
福祉課長	八矢	英二	君
子ども家庭課長	水戸	浩幸	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	沖館 淳一 君
都市建設課長	水戸 英義 君
上下水道課長	曲竹 浩三 君
槻木事務所長	一条 敏貴 君
危機管理監	平間 信弘 君
代表監査委員	大宮 正博 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	水上 祐治 君
生涯学習課長	池田 清勝 君
スポーツ振興課長	加藤 栄一 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	大川原 真一
次 長	奥村 朝子
主 幹	太田 健博
主 査	佐山 亨

議 事 日 程 (第3号)

令和2年9月3日(木曜日) 午前9時30分 開 議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

- (1) 有賀光子 議員
- (2) 桜場政行 議員
- (3) 森 裕樹 議員
- (4) 秋本好則 議員
- (5) 白内恵美子 議員
- (6) 佐々木裕子 議員

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において3番安藤義憲君、4番平間幸弘君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（高橋たい子君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

14番有賀光子さん、質問席において質問してください。

〔14番 有賀光子君 登壇〕

○14番（有賀光子君） おはようございます。14番有賀光子です。大綱1問、質問いたします。

防災、減災を問う。

現在、全国各地で多くの自然災害が発生し、様々な課題が浮き彫りとなっています。その1つが、災害発生時、どう住民の的確な避難行動を促すかということです。これからは地域のリスクをみんなで共有しながら、個々の防災意識を高めていく取り組みが大切です。自分自身がいつ、どう逃げるのか、あらかじめ自らの避難行動を決めて、逃げ遅れを防ぐマイタイムラインの取り組みを町では進めています。

そこで伺います。

1) ハザードマップやマイタイムラインなど、住民主体の取り組みを進めていく上で、行政としてどのように支援していく考えでしょうか。

2) 避難行動要支援者名簿の対象者について、情報提供に同意している方、不同意の方の現状は。

3) 一般の避難所にも要支援者が避難することも想定しておく必要があると思います。段ボールベッドの確保など、設備面の充実が必要では。

4) 母乳育児を避難所でも続けられる環境を確保していますか。

5) 町では粉ミルクや哺乳瓶・紙おむつ等、乳児のための物資を備蓄していますか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 有賀光子議員、防災、減災を問うということで5点ございました。随時お答えいたします。

1点目、今年2月に全戸配付いたしました防災マップには、気象情報や町の動き、住民行動の一例を時系列でタイムラインとして掲載しております。これを参考に、町民の皆さんにマイ・タイムラインを作成していただき、災害時の避難行動を事前にイメージしていただくものです。

町としては、自主防災組織、防災士、防災指導員と連携し、出前講座や防災訓練などで引き続き支援をしております。

2点目、避難行動要支援者名簿の対象者は、独り暮らしの高齢者、寝たきり高齢者、高齢者のみ世帯、身体障害者手帳2級以上の身体障がい児・者、療育手帳A判定の知的障がい児・者になります。また、これらに該当しない方でも、申出があったときには名簿に登録しています。

令和2年3月31日現在の対象者人数は1,232人で、名簿登録者数は544人です。

名簿登録申請時に、自主防災組織や民生委員児童委員、社会福祉協議会、消防本部へ情報提供することに同意をいただいています。登録した情報は、年に1回、登録名簿内容の変更の有無について確認を行っています。

対象者で、名簿登録に不同意の方については、情報の把握だけを行い、大規模災害発生の場合は避難支援等の実施に必要な範囲で名簿情報を提供できるよう備えています。

3点目、町では、東日本大震災後の平成24年2月に災害時における段ボール製品の提供に関する協定を東北カートン株式会社と締結しております。災害時に段ボールベッドなどの製品を優先的に提供いただける内容となっております。

段ボールベッドについては、避難所にとっては非常に有効であると認識しておりますので、

昨日、吉田議員、斎藤議員にお答えしたように、必要最低限の段ボールベッドを避難所に用意しておきたいと思っております。

4点目、現在、新型コロナウイルス感染症対策として、避難時には9か所の避難所を開設いたします。船岡体育館では授乳専用スペースを設けており、槻木生涯学習センター、農村環境改善センター、船岡生涯学習センター、西住公民館、船迫生涯学習センターでは、授乳のためのスペースを確保することは可能となっております。それ以外の槻木小学校、船迫小学校、船岡中学校では、構造上、授乳できる環境は難しいのですが、各避難所に配備しております簡易型避難用テントは上部がメッシュ状になっており、毛布等で上から覆えば外からは見えなくなりますので、授乳等にご活用いただけます。

5点目、台風の接近に伴う一時的な避難にあっては、1日分の水や食料、日用品などの持参をお願いしているところですので、お子様のミルク等も同様にご持参いただきたいと考えております。

なお、乳児のための備蓄品として、スティックタイプの粉ミルクと使い捨ての哺乳瓶を6か所の優先避難所では備蓄しております。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 有賀光子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） これから思いがけない被災とか結構起きているということで、まず住民一人一人がそれを認識することが大事だということで、前回の防災のほうでも一般質問したときに、柴田町でも徐々に防災士の方を中心に各地域でいろいろやっていると思いますが、私が知っている限りでは、前も質問しましたけれども、5つの地区が合同で今協議、お互いに情報の交換をしております。今回で3回目の協議会を行っておりますが、前回のときに行政区の区長も呼んで、お話をしました。そして、危機管理監もいらっしゃいましたけれども、そのときの状況を、どうでしたか感想を聞かせてください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 議員が今おっしゃいました5行政区というのは、東船岡小学校区の行政区ということで認識してよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

その5行政区の合同の協議会、ちょうど火事があった日だったんですけれども、そのときにちょっとお伺いをいたしました。非常に活発に、その小学校区の中でいろいろなこと、そのときに話し合っていたことはコロナ禍での避難所運営という話でございました。それぞれの区の防災担当の方、救護担当の方などの活発な意見を聞いて、非常に自主防災組織の活性化として

頼もしい限りと思っていました。できれば今後の自主防災連絡会の場において、そういった活動内容を発表していただき、他の行政区の先駆けとなるような事例としてやっていただければと考えておりました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） そうすると、そのほかの自主防災組織ではこういうことをやっているところというのはほかにはあるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 行政区が5つとかある程度まとまった形でやっているというのは、ちょっと伺っておりませんでした。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 分かりました。

そのとき、私も参加させていただいて、お話を聞かせてもらいました。その中で、住民の中から今回の台風19号のときのお話もかなりいろいろお話しされておりましたけれども、特に向こうは下名生地区とか剣水のほうは台風が来るごとに水が上がり大変だということで、下名生地区、剣水地区、創価学会のほうも今まで避難所になっており、あそこに避難した方も今回の台風で60名近くありましたけれども、今回初めて駐車場のほうまで来たということで、車が60台近く浸水で駄目になったというお話も聞きました。そして、その中からの要望として、角田市がアイリスオーヤマと水害の協定を結んでいるので、できれば柴田町でもできないかというお話がありましたけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 確かにその会議の場でそういったご意見をいただいております。まだその件につきましてはアイリスオーヤマさんのほうに持ち帰っておりませんので、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） ぜひ検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

また、今回、台風15号で、その区のほうで80歳以上の21名の方にアンケート調査をしたそうです。そのアンケートが、避難する場所は決まっているか、決まっていないという人も誰かが迎えに行けば避難するか、来てほしい人がいたら書いてくださいということと、あとアドバイスとか、避難所なら避難するという場所があれば記入してくださいというアンケート調査をしたら、決まっているという方が21名中8名。その方たちは、隣の人とか、あと息子が近く

に住んでいるとか、あと中には避難所がどこにあるかを知っていて、そちらのほうに移動するという方もいらっしゃったそうです。ただ、中には知的、重度の障がいのため、ほかに迷惑をかけるので行かれないという方もいらしたそうです。そして、決まっていない方は11名で、独り暮らしの方とか、どうしても自宅で過ごしたいという方と、中には誰かが迎えに来れば避難できるという方も結構いらっしゃったそうです。そういう意味でも、やはり1人では、独り暮らしとかそういう方たちは結構難しいということで、人を頼っていかないと、助けていただけないとあれだというお話も聞きました。そういう意味でも、これからそういう人たちを今後どのようにしていくかということを、地区でも今検討中だと思いますけれども、そのときも行政の助けが欲しいというお話もありましたので、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） まさに防災・減災につきましては、自助、共助、公助の中でのそういった要支援者の方々を地区の中で、自主防の中で共助の仕組みで支援をしていただくと。毎回防災出前講座のほうでお話しさせていただいているところでございますが、自主防の中で誰をどのように、どのような形で支援をするかというのをしっかり決めていただいて、それを行動に結びつけていただきたいという話をしてございます。したがって、今後もそういった出前講座等で支援をしていければなと思っております。

○議長（高橋たい子君） 有賀議員、再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 次に、要支援者名簿の対象が1,232名で、そのうち名簿登録者が544人ということで、かなり少ないんですけれども、今後この啓蒙というのはどのようにしていくんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（八矢英二君） 要支援の取扱いは私らのほうになっております。基本的に要支援者名簿に登録するときの申請書というものがあまして、それは身体障害者手帳とかが交付されるときに一緒にお渡ししているというのと、要介護4とか5になった方にも一緒にお渡ししているとか、そういうのがあります。それを、登録された方については毎年民生委員さんたちに確認をいただいて、毎年更新をしているところでございます。

今、有賀議員のお話にあったとおり、ちょっと少ないかなというのは、ご本人たちが個人情報として登録するのが嫌な場合もありますし、知らない場合もあるかと思っておりますので、今後さらにチラシとか広報誌とかでお知らせしていきたいと思っております。

以上です。

- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 14番（有賀光子君） 台風19号のときに、宮城県でも亡くなっている方、特に丸森町は2人、角田市は1人、この方たちは要支援者の方だと新聞にも載っておりました。そういう意味でも、こういう要支援者の方をこれから地域や町でどのようにして救っていくのかというのは結構大事なことだと思いますので、しっかり啓蒙して行ってほしいと思いますけれども、一方、宮城県では登録が65.1%になっているんですね。柴田町だと何%になりますか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。
- 福祉課長（八矢英二君） 今回、登録者544名、対象者は1,232名ということで、44.1%になっております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 14番（有賀光子君） 44.1%だと結構、かなり多いと思いますけれども、いざ助けてほしいというときに、特に1人だと行政のほうでもできないので、今回地区の打合せのときにこの避難行動要支援者をどうするかと話し合ったときに、まず担当者、誰がこの人を担当するかというふうに決めているそうです。そして、常に顔も見るというふうにお話しされていました。そういう常日頃からの行動が大事だと思いますけれども、そのほうはいかがでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。
- 福祉課長（八矢英二君） 今、地区のほうでも、避難行動要支援者名簿に登録するという法律の中で、この法律に引き続きまして個別計画を立てなければならないということで、一人一人の登録している方がどのような状況で、誰がどこに連れて行くかという計画を立てていく必要があるとなっております。この個別計画については、地区の自主防災会のほうが主として動いていただく必要があります。今現在、1つの行政区から個別計画の進め方についての相談を受けている地区はございます。そのまま進めていきたいと思っております。
- 議長（高橋たい子君） 有賀議員、再質問ありますか。どうぞ。
- 14番（有賀光子君） 今また台風も来ているということで、結構今までにない強い台風が来ていると、今日もテレビでお話しされておりました。そういう意味で、しっかり事前に確認することが大事だと思いますので、よろしく願いいたします。
- そして、3点目の要支援者が避難するときの段ボールベッドについてですけれども、先ほど町長のお話で必要最低限用意するというお話がありました。その必要最低限というのはどのぐらいなのでしょう。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 今、手元に避難者、実際に避難所に避難された方がどの程度これまでいたのかとか、そういった精緻なデータがございません。一例で、直近の台風19号での避難者の受付名簿を見ますと、槻木生涯学習センターに避難された方の中で要介護の方が2名、あと右半身不随の方、あと車椅子ということで、4名の方が避難されていたということがございました。また、船岡生涯学習センターには車椅子の方が1名避難されたと。それと、西住児童館は酸素吸入器をお持ちの方が来られたとか、そういったことが手元にあります。今後、しっかりと検討していかなければいけないんですけれども、肌感覚といたしましては各避難所に5セット程度ですかね、この程度が必要最小限なのかなと感じているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 吉田議員も段ボールベッドの質問をしておりました。白石市の件をお話ししておりましたが、白石市でも最初は20個程度用意していたんですけれども、今回は400個ということで、それだけ必要だという、早急にするというのが必要だということをお話しされておりましたので、ぜひそちらのほうを進んでやってほしいと思います。

それと、この段ボールベッドは社会福祉協議会でもモデルとして、社会福祉協議会は普通の段ボールを使ってベッドを作って、皆さんのほうに出前講座とか、要請があれば伺って、やっているというお話も聞きました。段ボールベッドがなぜ必要なのかというと、やっぱり高齢者の方が避難所に日にちが長くずっと避難するとエコノミークラス症候群になるリスクが高いということで、特に高齢者がそういうのになるということで、ぜひ段ボールベッドをあれしたいということをお話しされておりましたけれども、そういう情報というのはこちらでも聞いているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 社会福祉協議会の出前講座をされている担当の方とは、何回かお会いをして、いろんな情報交換をしているところでございます。その中で、議員おっしゃるとおり社会福祉協議会の出前講座の中でそういったメニューもございまして、普及啓発もされていると聞いてございます。

また、段ボールベッドの実際の作り方を、町で年1回やっております地震対策総合防災訓練においても、主に体育館の中でそういったブースを設けてやっていただいているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 住民のほうからもこの段ボールベッドの講習を受けたいというお話がありましたときに、社会福祉協議会にお話ししたら、早速伺いますというお話を聞きましたので、住民でも知らない方も結構いらっしゃると思うので、ぜひPRしていただきたいと思います。

あと、赤ちゃんのミルクは、この前行ったとき、船岡生涯学習センターのときは「ない」とは言われたんですけども、その後はじゃあ置いてあるということですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） ミルクと哺乳瓶、こちらにつきましては優先避難所6か所に粉ミルク20袋と哺乳瓶5本ということで、それぞれ配備しているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 分かりました。6か所のほうには備蓄してあるということで、よろしくをお願いします。

あと、前に液体ミルクの質問をさせていただきましたけれども、そちらのほうの考えはその後いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） まだ液体ミルクに関する画期的な技術革新等がなく、消費期限が6か月という非常に短いものでございます。また、外国物については6か月から1年というものもあるようですが、まだまだちょっと検討の段階かなと思ってございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 柴田町は女性の視点ということで、以前東日本大震災があったときからまず地域防災会議委員の任命ということで、女性を投入すべきだということで、その後結構投入していらっしゃると思うんですけども、現在は実際男性が何名で女性は何名いらっしゃるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 今のご質問は、柴田町の防災会議という意味でよろしいのでしょうか。（「はい」の声あり）

今ありましたとおり、この会議の構成員というのは全部で24名でございます。その中で何名女性かというのはちょっと今詳しいデータが手元にございませんで、後ほど回答させていただきます。

○議長（高橋たい子君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、再質問どうぞ。

○14番（有賀光子君） 柴田町も男女共同参画条例を住民と議員によってつくらせていただきましたけれども、その中で女性を30%以上投入するとうたってありますので、後で教えていただければと思います。

そして、年間に話合いというのは何回ぐらいしていらっしゃるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 年間に何回ということではなく、防災会議が必要なときに、必要な都度開いているという形になってございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） そうすると、防災会議は必要なときに開いていらっしゃるということは、どのぐらい今までに開いているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 直近ですと、柴田町地域防災計画、平成28年3月分がございしますが、それを策定するときに開いたと記憶してございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 後で女性委員が何名か調べておくということで、たしか30%近く柴田町はやっていらっしゃると思いますけれども、その後はちょっと分からないということで、そしてその中身というか、女性のお話というのも結構、女性の視点からいろんな、男性では気づかないところ、特に避難所のほうでもいろいろ細かいこととか、さっきの赤ちゃんのミルクとか、あとおむつとか、そういうものの備蓄とかもいろんな話が出ると思いますので、ぜひそういう細かいところまでお話を聞いて、力があると思いますので、ぜひやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 議員おっしゃるとおり、柴田町地域防災計画というのは柴田町の防災・減災の肝となる計画でございます。この計画に基づいて、様々な防災マップであったりハザードマップの作成等々、きめ細やかな細部の計画が出ていくわけでございますが、その際に女性の意見、女性の視点からの避難所をはじめとする防災・減災の意見をいただいて、その計画の中に取り込むというのは非常に重要な視点でございますので、今後も現状を見て、何名の女性の方がおられて、今後何名必要なのかということも含めて、やってまいりたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） よろしくお願ひします。

以上で質問を終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて、14番有賀光子さんの一般質問を終結いたします。

次に、5番桜場政行君、質問席において質問してください。

〔5番 桜場政行君 登壇〕

○5番（桜場政行君） 5番桜場政行です。大綱1問、質問いたします。

公立保育所1施設の民営化にあたり、関係者に目的や計画についての十分な説明を。

本町では、平成29年3月に柴田町公共施設等総合管理計画を策定し、総合管理計画の基本方針に基づく施設ごとの具体的な取り組みを示す行動計画として、令和元年12月に柴田町公共施設個別施設計画を策定しました。

個別施設計画の総合管理計画に基づく各施設の取り扱い方針に、保育所については令和元年10月1日からスタートした幼児教育・保育の無償化の動向を見ながら、10年以内に1施設を民間事業者に運営を移管と計画されています。

公立保育所の民営化は、平成16年度より公立保育所の運営費負担金が一般財源化されました。このことにより、従来まで確実に確保されてきた予算を将来にわたり担保していくことが困難な状況となっています。加えて、平成18年度以降、公立保育所の建設や施設改修などの施設整備費は交付金の対象外になっており、地方公共団体の一般財源から支出されています。それに対して、私立保育所では施設整備に対する手厚い支援が受けられるなど、民間が参入しやすい条件も整っています。

従来、保育所の運営委託先は社会福祉法人のみに限定されていましたが、平成13年度には公立保育所の運営委託に関わる主体制限が撤廃され、自治体や社会福祉法人にしかできなかった認可保育所の運営に、株式会社やNPO法人、一定の条件を満たした個人等の参入（委託）が可能となっています。

さらに、平成16年5月から不動産（土地及び建物）については自己所有のみでなく、貸与も可能となるなど保育所設置認可要件の緩和が図られ、民間の参入がかなり容易になっています。

このように教育・保育を取り巻く動きが大きく変化する中、全国的な流れとして、多くの自治体が保育所の民営化に着手しています。

しかし、公立保育所は、子どもの育ちを支える質のともなった教育・保育を保証するうえで、教育・保育内容にも直接、町が責任をもちます。また、保健師等と連携して障がい児教育・保育、支援を行うなど公立保育所の存在は重要です。だからこそ、乳幼児を預けている、今後預

けたい保護者や地域住民の中には公立保育所を残したいと望む声が間違いなく出てくると思われ
れます。

そのため、早期に「公立保育所の民営化ガイドライン」「柴田町新保育所整備計画」を策定
し、関係者に目的や計画についての十分な説明を実施すべきと考えます。

そこで質問します。

- 1) 隣接市町の公立保育所民営化の現状は。
- 2) 民営化の目的は。
- 3) 民営化は10年以内と計画されていますが、スケジュールは。
- 4) 保育士の身分の保証は。
- 5) 保護者や地域関係者に目的や計画についての十分な説明を。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 桜場議員、公立保育所1か所の民営化について、5点ほどございました。
随時お答えをいたします。

まず、隣接市町の民営化の現状です。

大河原町では、平成24年度に町立不動保育所を民間に移管し、第一光の子保育園（定員200
人）として民設民営化されております。

角田市では、平成31年度に角田保育所を施設の老朽化による建て替えを機に民間に移管し、
角田光の子保育園（定員140人）として民設民営化されております。

白石市では、平成23年11月に白石市立保育園の民営化方針を策定し、平成25年度に東保育園
を白石はるかぜ保育園（定員90人）、平成27年度に西保育園をあそびの森保育園（定員90人）
として民設民営化、さらに令和3年4月から深谷保育園を白石みのり保育園（定員90人）とし
て民設民営化により開園する予定となっております。

岩沼市では、亀塚保育所を総合福祉施設の一部に民間事業者が整備・運営する保育所に移管
し、令和3年4月に開所する予定となっております。

自治体の多くが公立保育所施設の老朽化に伴う再整備に合わせて民営化について検討し、取
り組んでいるようです。

これまでの民営化に対する保護者からの評価については、施設も新しく整備され、衛生面や
安全面も向上し、大変好評であること、市や町で任用していた保育士を雇用しているので、保

育の質などサービス面も変わりなく、順調に運営されているようです。

2点目、民営化の目的でございますが、保育所の民営化は民間事業者が持つ柔軟性や効率性を生かした多様な保育ニーズへの対応ができるという面がありますが、それ以上の要因は保育施設の老朽化に伴う再整備に関わる面が大きいと捉えております。なぜなら、保育所施設の整備に対する国の補助金は、民間が整備する場合は対象となりますが、町が整備する場合は該当しません。代わりに事業費の2分の1が充当され、後年度、その償還金の7割が交付税措置される施設整備事業債が用意されているだけでございます。

また、保育所の運営費につきましても、民間が運営する保育所の場合は児童1人当たりの公定価格が定められ、負担割合を国2分の1、県4分の1、町4分の1とする施設型給付費が支給されます。

一方、公立保育所の場合は全額町の負担となりますが、その分は一応地方交付税の基準財政需要額に組み込まれる仕組みに変わりました。また、昨年10月からスタートした幼児教育・保育の無償化についても、公立保育所分は国からの直接の支援はなく、配分される地方消費税や地方交付税の算定基礎に組み込まれる方式になっております。

こうしたことから、総合的に勘案し、公立保育所の民営化について取り組む方向性を示したところです。

3点目、スケジュールでございますが、まずは町立保育所の今後の在り方について方針を定める必要があると考えております。今年度は、町の柴田町子ども・子育て会議において保育の現状や今後の展望、公立保育所としての役割、施設整備の在り方、民間力の活用などについて情報を提供し、意見を伺う機会を設けた上で方針案をまとめたいと考えております。

今後の大まかなスケジュールとしては、まず公立保育所の在り方についての方針を立てた後、民営化に向けた町の考え方を盛り込んだ民営化方針を策定します。次に、民間事業者の募集の際の基準を定めた民営化ガイドラインの作成、それに基づく運営法人の公募といった流れを踏むとともに、新保育所の整備時期について検討してまいります。

また、その際には地域住民や保護者に対し説明会を開催し、十分納得が得られるよう慎重に進めてまいります。

4点目、保育士の身分でございますが、現在、職員、任期付職員、会計年度任用職員を配置し、保育所を運営しています。

まず、民営化の対象となる公立保育所の職員及び任期が残る任期付職員については、民営化の対象とならないほかの公立保育所に再配置し、保育機能の強化を図ります。

一方、任期が切れる任期付職員、会計年度任用職員については、本人の希望を確認した上で、新しく参入することになる民間事業者で正規職員として採用されるよう要請する考えでございます。

5 点目、保護者への説明会でございます。

民営化の対象となる保育所の公表後は、準備期間を十分に設け、保護者や地域住民への情報提供と意見交換を行いながら、信頼関係の下に進める必要があると考えております。例えば、子どもたちの気持ちを考え、基本的に急激な保育環境の変化を伴わないようにすること。保育所運営事業者には、地域の保育ニーズを反映して、保育サービスの向上を確実に期待できる事業者を選定すること。移行する期間を十分に確保しながら、保育の連携に支障がないよう配慮すること。民営化後も一定期間保護者、事業者、町の三者で協議する場を設置すること。また、移行する民間事業者に対し、運営に対する指導・助言を行うことなどの対応方針を示し、保護者や地域関係者に理解を得られるようにしてまいります。

以上でございます。

岩沼市の亀塚保育所を「総合福祉施設」ということで読んだようですが、「複合福祉施設」の間違いです。訂正をさせていただきます。

○議長（高橋たい子君） 桜場政行君、再質問ありますか。どうぞ。

○5 番（桜場政行君） 初めに、ちょっと確認しておきたいことがありました。多くの自治体が保育所の民営化に着手している理由として考えられるのが、公立保育所の運営費、施設整備費への国の補助金が一般財源化によりなくなった一方で、私立保育所への国及び都道府県の財政負担は存続しているからと言われております。では、保育所の運営費ですが、先ほど町長から説明がありましたが、50%がまず利用者負担金、いわゆる保育料で賄っております。残りの50%の運営費なんですけど、昨年10月から幼児教育・保育の無償化になってはいますが、以前は国4分の2、県4分の1の4分の3の補助金がありました。今はその補助金がなくなりましたが、運営費を負担する費用は国ではどのように説明されておりますか。先ほどちょっとお話しはいただいたんですが、改めて説明をお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 公立保育所の運営費につきましては、地方交付税措置がされておりまして、地方交付税措置の基準財政需要額のほうに算入されるという方式で地方交付税の対象になるということになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君）　ということは、地方交付税で返ってくるということなので、これに関してはいずれ入ってくるということで、一般財源化になりましたけれども交付税では入ってくるんですね。ということは、以前とは方法は違いますが、これに対しての町の負担というのは同じという捉え方でよろしいんですか。

○議長（高橋たい子君）　答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君）　以前は補助金という形で、公立保育所の運営費につきましては国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を出してということでありましたけれども、それが三位一体改革の中で補助金の廃止、そういったものがございまして、そこで一般財源化ということで地方交付税措置されるということになりました。その地方交付税の措置に関しましても、直接の枠組みではなくて、基準財政需要額ということで町が支出した分をトータルして支出するということですので、直接保育所の運営費としてではなくてということになります。そこについて、国の方法としては直接の補助金という形ではなくて、全体の町の支出の中に含まれるということになりますので、目に見えない形にはなります。交付税措置はされるんですけども、直接目に見えないということではちょっと心配なところがあるという考え方でございます。

○議長（高橋たい子君）　補足を財政課長。

○財政課長（森 浩君）　地方交付税ということですので、今子ども家庭課長が言ったように運営費負担金、三位一体の改革に伴って直接国、県から補助金として現金が入ってきた制度が交付税に振り替えられたということになります。現在、交付税措置、基準財政需要額で算定をされておりますが、その中で保育園の園児数等が単位というか、人数ということで組み込まれておりますが、現実的には単位費用の中に国のほうはこの経費を組み込んでいるということですので、実際に保育所の運営費として幾ら入ってくるかということでは明確に数字は出てはおりません。社会福祉費の中の一つとして需要額算定の中に入っていて、単位費用の中に国は組み込んでいるということですので、需要額で算定はされているということになります。

○議長（高橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君）　私はこの質問をするに当たって、一般財源化されたということで、ほとんどの市町村の例を見るとこれが大きい理由になっているんですね。ただ、これからしっかりとスケジュールを立てて、住民に説明するとき、一般財源化じゃなくて補助金が入らなくなったから基本的に1施設を民営化する、こういうことを一等先に言っていたんでは、これから説明する中でなかなか住民の方、ましてや子どものことなので、なかなか納得がいかな

いかと思って、いろいろ調べてみたら、ある学者のお話だと一般財源化されても交付税としてしっかりと入っていると。財政課で、先ほど課長が言いましたけれども、計算方法があって、しっかりやっていたら、一般財源化にかかった分はしっかりと交付税措置がなされているとおっしゃる先生もおったんです。だから、僕はこの運営費に関しては、一般財源化になりましたけれども、交付税で返ってくるものだから、さほど町には影響がないものと受け取っていたんですけれども、もう一度だけその答弁をお願いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 補助金ですと、額が決まっております。地方交付税は基準財政需要額に算入するんですね。ですから、いろんな補助金で面倒を見ますということ。例えば運営費1億円、今までは1億円だと1億円がそのまま来ました。ところが、地方交付税に算入するということ、いろんな地方交付税に算入するということは、だんだんだんだん地方交付税がその分増えていかなければならない。増えるんです、率として。ところが、全体を圧縮するものですから、確かに見てはもらっているんですが、実額が来ていないということになります。これはインターネットで見ている人もいると思うんですが、こういう例えはいいか分かりませんが、10億円地方交付税をもらっていましたが、運営費として1億円地方交付税で面倒を見ますと。そうしたときに、柴田町に地方交付税が11億円来るとすれば桜場議員おっしゃったとおりなんですが、実際は地方交付税の原資が決まっておりますので、例えば10%圧縮しますということになると、10億円が変わらずということになります。ただし、もしこれがなければ柴田町は9億円しか来ないということになるんですね、10%削ったら。最終的に柴田町は10億円来ると。ですから、1億円のうち10%削られた段階で来るとということなので、補助金と交付税の違いは、簡単に言っていますよ、そこに大きな違いがあるということでございます。ですから、実額ではないと。あくまでも率を見ている。もしこれが率で見なければ、柴田町は1億円上積みがないので、圧縮されると9億円しか来ないということになります。そのからくりがなかなかこの議場でも理解していただけないので、いつでも議論の対象になっているのが現状でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） でも、私は交付税でしっかりと返ってくるものだと捉えさせていただきたいと思います。（「それは駄目です」の声あり）駄目ですか。はい。では、若干目減りをして交付税で返ってくるという捉え方でいいですか。

○議長（高橋たい子君） 不規則発言を許しません。

○5番（桜場政行君） 今の、町長をお願いします。

- 議長（高橋たい子君） もう一度質問をお願いします。
- 5番（桜場政行君） 本題から言うと、私は交付税で返ってくると思いましたがけれども、違うということだったので、今の町長の話だと約10%ぐらい目減りをして交付税で返ってくるという捉え方でよろしいですか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。
- 町長（滝口 茂君） 10%は分かりやすく言ったものですから。国のほうでは、いろんな事業で地方交付税で面倒を見ますと。毎年違うんです。ですから、国から入ってくる収入のほうも違いますので、その総額は地方財政計画で立てることになりますので、毎年毎年違うということになります。ですから、どのぐらい面倒を見られるかというのはそのときそのときの国の政策によって大分変わってくるということでございますので、あくまでも旧来の補助金のほうが確実に100%来ますけれども、地方交付税に算入するというのは国の収入との絡みがあるということもご理解いただきたいと思います。
- 議長（高橋たい子君） 財政課長。
- 財政課長（森 浩君） 議員おっしゃるとおり、交付税に、間違いなく需要額の算定には入っておりますが、現実的に実際今町長が申し上げたとおり地方財政計画の中で、地方の一般歳出の中には公立保育所の運営費ということでの歳出が見られております。それに伴って、一般歳入ということで地方税等の歳入を出しまして、その差引き足りない分が交付税ということで国が計画をします。それが財政計画の中での大きい意味での地方交付税分になりますが、今度はこの地方交付税の中では今回補助金が交付税化された分ということで、歳出に組まれた部分と交付税の中で見られる分というのは全くそこは変わります。ですので、今町長が言われたように今まで現金で間違いなく4分の2とか来ていた補助金が、交付税化されることによって全額そのまま、国の言い分は交付税でその分全額、歳出で見えておりますので、その歳出に対して足りない分を交付税で措置しているということですので、交付税の中に入っているということでは言われておりますが、今議員言われるようにその分がきちんと全額間違いなく交付税として町に交付されているかということ、財政課とすれば、それは需要額には入っておりますが、間違いなく補助金に代わってその金額が入ってきているということではなくて、交付税の中の計算上の中で需要額に入っているということでございますので、実際に先ほど私保育所の入所児童数が算定基礎になっているということでお話ししましたが、こちらは補正係数ということで、いろんな補正をすることによって社会福祉費の中で交付されますので、その部分に関して保育所の分は幾らかということは明確には出てはおりません。

- 議長（高橋たい子君） 関連の答弁ということで、町長。
- 町長（滝口 茂君） 一番分かりやすいのは、保育所に1億円積算されて、柴田町は100億円の基準財政需要額ですといったときに、柴田町が自分で100億円集めるとこの1億円は来ないということでございます。
- 議長（高橋たい子君） 桜場議員、再質問ありますか。どうぞ。
- 5番（桜場政行君） なるほど、分かりやすい説明で。だから、当然地方交付税が未交付団体の市町村は基本的にはこれは返ってこないという捉え方ですね。でも、ほとんどの市町村が交付団体だからこれが当てはまるかと思って、ちょっと確認をしてみました。分かりました。
- それでは、改めて公立保育所の施設整備費、先ほど町長から説明がありましたが、もう一度説明してもらってよろしいですか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（水戸浩幸君） 公立保育所の施設を整備した場合ということになります。こちらのほうも先ほどの運営費と同じように、以前は町が保育所を整備した場合には国が2分の1ということで、直接の補助金ということでいただいております。それが改正されて、一般財源化になるということで、その後は町が保育所を建てた場合の2分の1につきましては施設整備事業債というものを借りられるということになります。そのうち、7割につきましては地方交付税で直接措置、充当されるということになります。残りの3割につきましては一般財源化ということで、こちらのほうも基準財政需要額のほうに加わるということになります。残りの半分、2分の1につきましては社会福祉施設整備事業債、その3分の1の40%を借りることができますが、これにつきましては交付税の措置は一切ございません。2分の1の残りの20%、最終的には1割になりますけれども、こちらのほうにつきましては一般財源の持ち出しということになります。そういった事業の枠組みになります。
- 議長（高橋たい子君） 桜場議員、再質問ありますか、どうぞ。
- 5番（桜場政行君） 私が調べたとおり、しっかりと説明していただきましたが、ここも引っかかるんですよ。30%の分は基準財政需要額に組み入れられるということで先ほどの議論になるので、でもやっぱり30%は組み入れられるけれども、その30%をしっかりと交付税で……、ごめんなさい、ちょっと繰り返しになるんですけども、ここの30%はもしかすると跳ね返ってこないと捉えたほうがいいですかね。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。
- 財政課長（森 浩君） 建設に伴っての交付税措置となりますので、起債を借りた償還される

金額に対して30%ということでの算入が公債費の中で計算されて、需要額の中に入ってくると
いうことになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） ちょっと前の第189回、国の参議院総務委員会で、当時の高市総務大臣
が「しっかりと交付税に跳ね返してお支払いしますので、一般財源化になっていても皆さん心
配することはありません」と、委員の質問に対して実は答弁しているんですよね。だから、
総務大臣がしっかりと答弁をしているから、しっかりと交付税に跳ね返っていると思って質問を
したんですが、実は総務大臣の答弁は、100%ではないという捉え方でいいんですね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） 国のほうでの計算の仕方ということ、まず先ほど言いましたように地
方財政計画の中で一般歳出ということで、例えばその補助金がなくなったとか、今回みたいな
公債費で見ますよという部分に関して、間違いなく一般歳出として国のほうはかかる経費です
よということでそれを見ております。繰り返しになりますが、それに対して一般歳入というこ
とで、差引き足りない分を交付税のほうで国はちゃんと措置をするということになっています。
ですから、地方の歳出として間違いなく見て、その足りない分として交付税を措置をしている
ので、国からすれば大きい地方財政計画の中では全てそういう一般財源化されたものに関して
も間違いなく歳出は見えています。ということで、それで足りない分を交付税措置をしていると
いうことになりますので、大臣の言っていることは間違いではないわけです。

ただ、自治体からすれば、例えば昨年、保育所のほうの無償化ということで、保護者からの
保育料徴収がなくなりました。こちらも交付税のほうで措置をしますということになっており
ますが、実際今年度柴田町の交付税は1億円は増えておりますが、それが全部保育所の分か
いとそうではありません。ほかにも一般財源なり交付税措置ということで公債費等でも見られ
ておりますので。ですので、何回も同じことを言うてしまうんですが、保育所だけに限って見
た場合とか、先ほど言った施設整備に係る公債費、30%算入された部分で、じゃあその分が増
えたのかと言われた場合も、需要額算定の中ではちゃんと計算上は出ております。ただ、それ
は基準財政収入額から差し引いた残りとして交付されている分ですから、その分は必ず来てい
るかという、全体の中では需要額の中に入って計算をされているけれども、その分間違いなく
来ているということでは、財政課とすればちょっと違うのではないかという感じになるとこ
ろです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） そうだとすると、公立保育所の民営化が全国的に進行している背景には、運営費、施設整備費がまず一般財源化されたことが考えられると思うんです。それから、国が都道府県、市町村に対して集中改革プラン（2005年から2010年）などによる職員削減の圧力があつたこと、2つ目に指定管理者制度や地方独立行政法人等のアウトソーシングの制度の整備と誘導、そのほかに先ほどありましたけれども三位一体改革などによる地方財政規模の圧縮を進めていること、そして市町村自身も「民でできるものは民で」とかじ取りが変わつたと言われているんですが、この辺は町長、どのように思いますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） これまでのように、きちんと補助金制度で柴田町が必要な運営費とか施設整備ができれば、あえて民営化する必要はありません。ところが、財政の規模というのは決まっておりますので、必ず支出しなければならない経常経費が、社会保障費ですね、増えるとなれば、当然どこかで費用を圧縮するということが必要です。民営化の一番は、これが当たっているかどうか分かりませんが、私の考えでは人件費の削減、これが大きな要素になっているということでございます。これは表にはあまり出していませんが、本質的にはここしかないのかなと思っております。ですので、民営化、現に教育でも民間の学校がありますし、それで何ら問題なく、保育所も幼稚園も民営化でそれなりの教育方針の下でやっておりますので、公設がいいか民営がいいか、いいか悪いかの問題ではなくて、どちらが特色ある保育・教育をしているかの違いだけだと思います。民間に移行するのは、やっぱり国のほうで地方財政を、我々から言うと本来よこすべきやつを削ってきているので、やむを得ずという面もあるかと思っておりますが、ただ公設の保育所はこれまでと同じやり方で行っているのかという問題もありますので、そのときには民間の発想もやっぱりこれからの時代必要になるということでございます。どちらがいいか悪いかの問題ではなくて、どちらが子どもたちにとって特色ある保育・教育ができるか、その違いではないかなと私自身は思っております。

○議長（高橋たい子君） 桜場議員、再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） やはりかなりの時間をかけてしっかりと議論しなければならないテーマだと思っていました。

それでは、民営化の目的についてお聞きしたいと思います。

1つには子どもの保育環境の充実ということで、施設の改修や建て替え、国、県からの補助金を活用して安心・安全な保育環境の充実、民間事業者に移管されればこういったことも可能になると捉えてよろしいでしょうか。

- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（水戸浩幸君） 柴田町におきましては、今年度初めて私立保育所に参入していただきました。50人ということで運営をスタートしております。そういった面では、やはり民間のよさを前面に出していただきながら、保育に努めていただいていると思っておりますので、そういった面では十分に対応できるのかなと考えているところでございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 5番（桜場政行君） それでは、入所児童数が増加している3歳未満児の増員は、民間事業者に移管した場合はゼロ歳から2歳児の増員というのは可能ですか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（水戸浩幸君） 今年度、町のほうでの定員が420人、それから民間が50人、それから小規模保育事業所が94人ということで運営しております。今年度4月1日現在でなお24名の待機児童ということでございます。その大部分が1歳児、1歳児が一番多いということで、今回補正予算で出させていただきますけれども、小規模保育事業所が1件計画されているということで、そちらのほうを含めていきまして、できれば今年度でということでは考えているんですけれども、将来を見ていきますとやはり子どもの数も若干減ってくるということもありますので、そういったことも含めますと同規模の民設民営化ということで移管できれば対応できるのかなと考えているところでございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 5番（桜場政行君） それでは、子育て家庭を支える環境充実ということで、一時保育や産休明け保育の保育ニーズへの対応が柔軟かつ迅速にできることで、保育サービスの充実が見込まれ、多様な保育サービスが利用しやすい環境になり、安心して子育てできる環境の充実、こういうことも見込まれますか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（水戸浩幸君） こちらのほうは、これから在り方なり、民間に移行する方式なり、あとは民間に委託する場合のガイドラインなりということで、計画を立ててまいります。協定というものも当然結ばせていただくようになると思うんですけれども、その中できちんとそういった部分を確保していただくような体制ということでは、今後考えていかなければならないんだろうなと思っておりますのでございます。
- 議長（高橋たい子君） 桜場議員、再質問ありますか。どうぞ。
- 5番（桜場政行君） それでは、本町において令和元年度の職員総数が299名、うち保育士が

67名で、占める割合が約22.4%という数字だったんです。この保育士が占める職員数の比率22.4%というのは、周りの市町村と比べると高いのか低いのか、それとも同等なのか、その辺お答えできますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木俊昭君） 柴田町につきましては、公立保育所が3保育所ございますので、67人という比率は周辺の市町村の保育士の職員数としては割合は高いほうでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） これは民間に事業を移管した場合に、当然、先ほどの町長の答弁の中にも、保育士の職員数が多少少なくなりますよね。そういったことで、一般事務や技師の増員がそのことによって見込まれますか、総務課長。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木俊昭君） 3保育所から2保育所になった場合には、その分ある程度は一般事務並びに土木建築、専門職ですね、保健師等の補充の人数のほうに回せる可能性は大いにあるかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 民間に事業が移管された場合、職員数がそういう形で職員、技師のほうに回されるということで、ここは大きなメリットだと思いました。

それから、延長保育なんですね。今、通常で11時間になっていますが、朝と迎えに行く時間が保護者にしてみれば、その時間がですよ、今11時間やっているんですけども、朝の10分、15分って延長されるとすごい助かるんですよ。お迎えの時間も、10分、15分ちょっと延長されると、やっぱり保護者の方は大変助かる方もいると思うので、そういった延長保育なんかも民営化になった場合に可能でしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 現在、柴田町の公立保育所につきましては標準時間で7時半から18時半までの11時間、その後ということで、6時半から7時までの間延長ということでお預かりをさせていただいております。やはりこのサービスを低下させることなく、民営化した場合でも移行できるように、先ほどの繰り返しになりますけれども、協定書とかそういった部分に記載をさせていただいて、それらを受け入れられる、そういった運営主体を選定していくということになるかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） いいことばかりじゃないと思うので、例えば民間に移管した場合のデメリットというのは今の段階でどんなことが考えられるでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 先ほど町長の答弁にもありましたけれども、周辺の民営化したところの情報ということで、各市町さんのほうに聞いたんですけども、特に今のところ問題ないということで運営されているようです。

やはり心配なのは、全国的に見ますと閉ざされた空間の中での保育になっておりますので、そこがどういった保育がされているのかというのが心配になりますけれども、そちらのほうも先ほど町長の答弁にもありましたようにその後もきちんと監視というか、情報交換なりをさせていただきながら、保育の質を保てるように努めていきたいなというところでございますので、取りあえずデメリットというのはそういったところかなと考えているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 私が考えたデメリットは、まず私立となると制服、備品、教材費の購入など、保育料以外の経済負担が増加する可能性がありますよね。送迎バス代も含めると。そのほかに、市町村の負担が一時的にちょっと増加をする。もしくは一時的ではあるが保育計画の再策定や保育士等の大幅な交代により、保護者や保育児が戸惑う場合や、移管の作業に時間を取られ、保育児の対応がおろそかになる可能性があると言われております。また、サービス向上や独自サービスの展開は、例えば先ほど言いましたように延長保育などです、これは親が助かることであり、預けられる子どもにとっては長時間親元から離され、また1人の保育の面積が狭くなる可能性があると言われております。そのほかに、住民の方の大きな誤解ということで、民営化に移ったら従来の保育所とは違ったという、そういった大きな誤解がよく生まれているということで、そういったことも含めると、これはやっぱり話し合いをどんどんしていくことが大事だと思うんですが、その辺、今の私のデメリットのことからちょっと課長に答弁をいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 制服とか送迎とかということがございましたけれども、今、柴田町の公立保育所では送迎は親が直接来ていただいておりますので、そういった形は民間になっても変わりなくやっていけるのかなと。そういうことではなくて、かかり増しの経費はないのかなということで考えております。

ただ、今お話ありましたように、地域住民の方や保護者の方というのはそういった心配が当

然あると思いますので、そちらのほうにつきましては町長の答弁にもありましたように十分に丁寧に説明をしていきながら、意見交換をしながら進めていきたいなということで、性急に進めることだけは避けていきたいなと考えております。

○議長（高橋たい子君） 桜場議員、再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） それでは、スケジュールです。まだ何もしていないということで、もちろんコロナ禍で開催できなかったと思いますが、子ども・子育て会議の今後の予定を聞かせていただければと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 本来、子ども・子育て会議は7月ぐらいに一度ということで、通常であれば開催しているんですけども、今回コロナ関係もありまして、開催が遅れております。それで、9月の議会が終わりましたら、9月28日に予定をしておりますので、そのときに最初に公立保育所の在り方ということで、町の保育所はどうあるべきかということ、いろいろな情報を積み上げながら、委員さんのほうにちょっとお示しをしまして、今年度、3回から4回ということでそちらのほうを協議いただくような場面を持ちまして、その在り方の案を整備していきたいなと考えております。子ども・子育て会議の計画については以上になります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） そうすると、子ども・子育て会議の委員の方には、1保育所を民営化にしますという情報は9月28日にお知らせをするという形でもよろしいんですね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 1保育所を民営化するというにつきましては、柴田町公共施設等総合管理計画の中でそういった計画を挙げていますよということでございます。それから、第2期柴田町子ども・子育て支援事業計画の中にも民間活力の導入ということでうたわせていただいておりますので、そういったところで入らせていただいた上で、保育所の在り方を検討いただくということで考えてございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 子ども・子育て会議では今後の保育所の在り方ということで審議をするということなんですけれども、民営化に当たっても子ども・子育て会議のメンバーが中心になってそういった形を審議をしていく、例えば新たな委員会をつくってじゃなくて、子ども・子育て会議のメンバーでしっかりつくっていくという捉え方でよろしいですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

- 子ども家庭課長（水戸浩幸君） 現段階ではそのような形で進めていければということで考えております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 5番（桜場政行君） 通告書に書いた例えば（仮称）公立保育所の民営化ガイドライン、先ほどガイドラインをつくるという話でした。また、柴田町新保育所整備計画の策定はお考えですか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（水戸浩幸君） ちょっと文言は違いますが、同様のそういった流れの中で策定をしていかなければいけないんだろうなということでは考えております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 5番（桜場政行君） 公立保育所から民営のほうに移るときに、いろいろちょっとほかの市町村の例を見ると、結構策定を公表してから民営化までに五、六年ぐらい皆さんかかっているんですよ。そうすると、10年以内とはうたっていますが、私はこの会議、年に三、四回じゃなくてももっとも回数を増やして、早期にどんどんどんどん進めなければならないと感じているんですけども、その辺課長はどのように感じていますか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（水戸浩幸君） やはりこの会議の中で一から積み上げていくということになりますと、結構な回数を重ねないといけないのかなと思いますので、ある程度事務局のほうで資料を準備なり整理なりをして、ほかの情報等も入れながら、そういったところで提供して、そんなにかからない中で審議いただければいいのかなと考えているところでございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 5番（桜場政行君） 西船迫保育所は昭和58年に開所されました。この年に保育士をいつも以上に採用したというような話を聞いていたんですけども、それは事実でしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。
- 総務課長（鈴木俊昭君） 確かに西船迫保育所開設に当たって、保育士の数を多く採用しております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 5番（桜場政行君） その対象となった保育士の方たち、恐らく私の2つぐらい下だと思うので、もしかすると退職が1年延長される可能性もあるんですけども、また再任用で働く可能性もあるんですけども、この方たちが本当に退職する翌年に民営に移管するのが私の中では一番ベストな

年じゃないかと私自身は思っているんです。その辺、何もかも決まっていなくてですけども、私はそういう考えを持っているんですけども、どうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。副町長。

○副町長（水戸敏見君） 論理的な話かと思うんですけども、実際、今定員適正化計画を進めておまして、10年間の計画の中ではやはり今から4年後あたりからかなり減っていきますね、保育士の数が。ただ、今任期付職員と会計年度任用職員で調整を取っておりますので、正規職員の退職だけを当てにした計画でなくても、当然後期5年、令和7年あたりからですか、その辺からの保育所の民営化という計画にいわゆる定員の保育士の採用といいますか、運営計画については十分対応できるんだと思っています。

先ほど議員のほうから、保育士が減った分について一般職とか技師が増えるのかという質問があったんですけども、10年計画で見れば毎年1.5%ぐらいずつ職員数は減っていくという大きな計画は持たざるを得ません。それは住民数の減少に伴っていきますので、今299人、300人いますけれども、10年後は260人から270人になると思います。ただ、後期のほうは保育士が減っていきますので、その分については一般行政職、保健師、技師の減少率は保育士ほどじゃないという考え方でいいのかなと思っています。当面、退職年齢を迎える人たちがこれだけの人数がいるからこの時点がいいというふうな短絡的な考え方をする必要はないと思います。定年になって、その後再任用のいわゆる就職率というんですか、0.7と見込んでいますので、70%はあと5年働きます。ですから、軟着陸といいますか、穏やかな形で、10年以内に1か所、その後にもう少し進めるという形を進めていく計画でいいんじゃないかなと今思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 短絡的な考えで私はそこを計算して、移管する年はここと決めたほうが進みやすいのかと思いましたが、副町長の話を知るとそんな単純じゃないと、しっかりと精査をしてやっていくということなので、その辺はしっかりとやっていただきたいと思いました。

ここで、民営化移管先事業者の選定について、先ほどは公募というお話でよろしかったですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） やはり公立保育所の民設民営化に移管するという形ですので、それは公募の形式がよろしいのかなということで今のところ考えているところでございます。ほかの先進事例を見ましても、そのような事例が多いのかなと思っています。

- 議長（高橋たい子君） 桜場議員、再質問ありますか。どうぞ。
- 5番（桜場政行君） 公募に関して、公立から民間ということでもちょっと調べていたら、仙台市の例が一番分かりやすいかなと思ったので、ちょっとここで話しさせていたいただきたいと思っています。仙台市の民営化の公募の状況ということで、平成21年に2か所の保育所で民営化を行ったときに、3法人と4法人の応募があったそうです。それから、平成25年のときは4法人と3法人の応募があった。しかし、平成26年、平成27年、平成29年は1法人の応募にすぎなかったと。1法人の応募では、認可保育所の整備基準や保育基準さえ満たしていればこの法人に移管することになるということで、優良な事業者を確保するためにも僕は早めの公表をして周知をしなければならぬと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（水戸浩幸君） 現段階ではそこまで計画を進めているわけではございませんので、やはり先進事例等を参考にさせていただきながら、考えていきたいと思っております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 5番（桜場政行君） 4月から始まったことなので、なかなか答えられないと思いますけれども、聞いていきたいと思えます。船岡の定員、正確ではないんですが約200名ですよね。西船迫保育所と槻木保育所は約150名ぐらいだと思えます。その中で、移管に当たっては何名ぐらいの定員を予定なされているか。答えられる範囲で結構ですから、お願いします。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（水戸浩幸君） 今回の民設民営化の目的としまして、やはり施設の老朽化というのがございます。槻木保育所につきましては昭和53年整備ということで、42年経過しているということもございます。そういったこともございまして、民設民営化に移管ということで考えているところでございますけれども、やはり例えば槻木であれば槻木の規模を、これから保育の需要がどのくらいになるかという動きも見ながらにはなりますけれども、それを維持できるくらいの施設整備ということで民設民営化を進めていかなければならないのかなと今のところ考えてございます。
- ちなみに、槻木保育所につきましては130人が定員になってございます。西船迫保育所も130人です。船岡保育所につきましては定員が160人となっております。
- 議長（高橋たい子君） 桜場議員、再質問ありますか。どうぞ。
- 5番（桜場政行君） 民設に関しては百何十名とかという定員枠があったけれども、実際私が民間事業者の方を若干知っていたので、ああいうことが出ていたので私もちょっと聞いてみた

ら、例えば何名ぐらいただったら受け入れられますかみたいな話を聞くと、やっぱり100名を超えるときついでというお話があったんです。90名から100名かななんてお話があったので、そのお話をちょっと質問させていただきました。まずは頭の中にでも入れていただければと思います。

それから、引継保育というのは、町のほうではまだ考えてはいないと思いますけれども、考え方をちょっとお話ししてもらえませんか。

- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（水戸浩幸君） 今考えているのは、公立保育所から民間の私立保育所に移管するような形で考えております。例えば何年度まで公立保育所を運営して、4月1日からそのまま同じ施設を整備した民間保育所に移管をするという形を考えてございますので、建物的にはすぐに移ると。3月31日まで町でやっている保育所で行いまして、民間が建てた私立保育所に4月1日から移管するという流れを考えております。ですから、その空白はないような形で進められればと考えております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 5番（桜場政行君） 引継保育というのはそうじゃなくて、例えば施設がまるっきり変わるというお話ではなくて、現在どこの保育所か分かりませんが、保育所の中で次の移管された保育士の方たちが慣らし保育ではないですけども、親の場合だから、そういった期間もやっぱり設けるべきではないかというお話だったので、そんなことも考えていただきたいと思うんですけども、いかがですか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（水戸浩幸君） やはり施設的には変わるということになりますけれども、保育環境ですね、そういったところで、その前の段階から移る保育士がそちらにいて、本来であればそちらの新しい保育所に一緒に行ける部分があれば、流れ的には急激な環境の変化にはならないのかなということもありますので、これからの計画にはなりますけれども、そういったところも踏まえた形で移行できるような形で考えていきたいなと思っております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 5番（桜場政行君） それから、その際は、今、元所長、保育所の所長の経験者が地域型保育ということで支援をして、巡回していると思うんです。民間に移管された場合も、その制度をぜひとも新しくなった民間の保育所のほうにもお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（水戸浩幸君） 昨年度、小規模保育事業所ということで巡回をさせていただいて、当たっていただきました。その職員は、今年子ども家庭課のほうに配置をさせていただきました。子ども家庭課から行くような形を取らせていただいているんですけども、今のところコロナの関係でちょっと動きができておりません。ですから、そういった形を今後も継続してやっていきたいと思っておりますし、当然民間に移管する形になった場合もそういった形態を維持していきたいと考えております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 5番（桜場政行君） 先ほどから課長のお話を聞くと、民設民営で移管を考えているという捉え方でよろしいんですか。だとすると、公共施設個別計画の中に船岡保育所と西船迫保育所、特に槻木保育所なんかは令和3年度から令和4年度に1億円で長寿命化改修、また西船迫保育所では令和5年から令和6年に1億円で長寿命化改修を計画していますが、この辺はどのように捉えればよろしいのですか。船岡保育所は入っていませんけれども。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。
- 財政課長（森 浩君） 公共施設等総合管理計画の中の個別計画、これは現に今ある施設ということで、まずそれを民設民営にするとかという考えでこれをつくっているわけではございません。現に今町として保有している施設を維持管理上どうしていくかということでこの計画をつくっておりますので、実際に今後そういう形で動き出せば、この計画の中の実施年度等は変更になるかと思っております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 5番（桜場政行君） そうすると、槻木保育所は令和4年までの時間がありますけれども、ここまでにしかりとした新保育所整備計画は子ども家庭課でつくらなきゃならないということになると思うんですけども、子ども家庭課長、どうですか。令和4年までしかりとつくれますか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（水戸浩幸君） そういった道筋ができるように、進めていきたいなということ考えております。そういったことで、今年度在り方に入りまして、それから来年、再来年という形で、令和3年度には民営化の方法論ですね、こちらの方針を定めて、あとは具体的に民間委託をする場合のガイドラインもできれば来年ぐらいには整備しなければいけないのかなということ考えております。その後、今回令和4年までとありますけれども、そちらにつき

ましてはこちらのほうが動けばあとは見直しをしていただくような形になろうかなと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） そうすると、来年までぐらいにしっかりとつくるということ、令和4年までしっかりとつくるということ。その段階で、船岡保育所なのか、槻木保育所なのか、西船迫保育所なのか、それまでにしっかりと決めなきゃならないということで、今現在は決まっていないという捉え方でいいのかな。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 先ほどもお話をさせていただきました。施設の老朽化という問題がありますので、それを見ながら計画を立てていくということで今のところ考えております。老朽化した施設を町が整備するのかどうかというのも、今回は在り方もちょっと検討していかなければならないとありますので、そちらのほうもまだまるっきりないということではなくて、そちらも見ながら民設民営化に行ければ、子ども家庭課としては直接民間が設置していただけるような形で進められればと考えております。

○議長（高橋たい子君） 補足を町長。

○町長（滝口 茂君） 施設の長寿命化は、民間と切り離した中で公共施設個別計画で計画をさせていただきましたけれども、一番いいのは現在の長寿命化したものを民間が受け入れてくれれば町としてはベストなんですけど、多分そうはならないだろうと。民間は新しい施設を建てた中で公設民営を受け入れるということになります。そのときに、建物については国の制度がありますからめどはつくんですが、土地の問題があるということがございます。ですから、土地の問題を含めまして町として方針を決めなきゃならないということなので、そう簡単にはいかないということがございますので、まずは公共施設の今後の在り方について議論をしていただくと。町のほうでえいやっというふうにやるのであれば方針を決めるのは簡単ですが、議員がおっしゃるとおり保護者、地域の方々、関係者で十分に議論をなさいたいということなので、すぐに方針ができないと。町長の頭の中で、もし皆さんの考えを無視して、どの施設とどの施設というのはもう頭の中に入っております。命令すればそのように動くんですが、そうはいかないということなので、時間をかけざるを得ないということがございます。ですので、一番は土地の問題ですね。どこに保育所をつくるか、そのときに町として手当てができるのかどうか、具体的に同時並行で、土地の問題についてはいろいろ情報を集めて、私の中でも判断できるような材料を集めていきたいと思っております。やっぱり施設の老朽化との兼ね合いが一番大きいのではないかなと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 今、課長と町長から答弁をいただきましたけれども、民営化の対象保育所の選定ですが、確かにやっぱり施設の老朽化の状況が一番に挙げられていますね。そのほかに、地域の保育需要と保育サービスの定員の実態というのもしっかりと把握しなきゃならない。また、育ちのエリア、保育施設を整備できる代替地、町長がおっしゃっていました、この辺もしっかりと加味しながら考えなきゃならないということなので、その辺をしっかりとさせていただきたいと思います。

また、保育士の身分の保証は、町長答弁でまず大丈夫かなと思いましたが、最後に一言だけちょっと言わせてもらおうと、公共施設個別施設計画の第6章ですね、「計画の推進に向けて」の2、「住民との合意形成で施設総量の調整を検討する際は、施設そのものの必要性等を改めて調査した上で、利用者に対しては代替施設やスペース確保の提案等を行いながら、時間をかけて住民との合意形成を図ってまいります」とうたっています。また、第2期柴田町子ども・子育て支援事業計画に町長がこんな言葉を残していました。「平成28年には児童福祉法の2年規定が約70年ぶりに改定され、子どもが権利の主体であること、児童の最善の利益が優先されることが求められています」と。幸いにも計画されている公立保育所の民営化は1施設です。本町では、1施設を移管したとしても2つの公立保育所が残ります。公立保育所及び私立保育所のそれぞれの特色をしっかりと生かした計画を進めていただき、議会の議決に付する案件でございます、民営化については保護者や地域関係者にも目的や経過についての十分な説明をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 柴田町のこれまでの幼児保育、幼児教育につきましては、公設、民営にかかわらず、柴田町の子どもたちは最終的には柴田町が、町長が責任を負うということで進めてきたつもりでございます。そのために、民間ではございますが小規模保育所のレベルを上げるために保育所OBを派遣して、保育内容のレベルに対し指導をさせていただきましたし、また一方で民間の幼稚園とは定期的に連携を取りまして、困っている内容等については話合いを行っている。今後も、公設民営になったとしても最終的には柴田町の町長が責任を負うというスタンスで私は進めてまいりましたし、進めていきたいと思っております。あくまでもこういう子どもたちに関することはえいやっと決めるわけにはいきませんので、保護者、地域の方々、子育て関係の皆さん、そして議会と連携を十分取って、ただ早めに検討できることは早めに検討して、議会とキャッチボールをしながら、民間とキャッチボールをしながら、それか

ら住民とキャッチボールをしながら詰めてまいりたいと申し上げたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。（「終わります」の声あり）

これにて、5番桜場政行君の一般質問を終結いたします。

先ほど14番有賀光子さんの一般質問におきまして保留となっていた防災会議の男女の人数について答弁の申出がありましたので、これを許します。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 先ほど柴田町防災会議委員の女性の人数ということがございました。平成26年度から平成27年度の2年の任期において、24名中5名が女性でございました。

○議長（高橋たい子君） 有賀光子さん、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ただいまから休憩いたします。

11時30分再開といたします。

午前11時16分 休 憩

午前11時30分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

1番森裕樹君、質問席において質問してください。

〔1番 森 裕樹君 登壇〕

○1番（森 裕樹君） 1番森裕樹です。大綱2問、質問させていただきます。

1問目、**本町でも各種証明書等のコンビニ交付を。**

コンビニ交付とは、マイナンバーカードを利用して市町村が発行する印鑑証明や住民票を全国のコンビニエンスストアのマルチコピー機で取得できるサービスです。県内においても約半数にあたる15市町村が導入しています。このサービスによって、役場や支所が開いていない土日、祝日そして夜間でも取得できるようになります。共働き等で役場が開いている時間に行けない方や、個人事業主の方が急に証明書が必要になった場合など、すぐに最寄りのコンビニでいつでも、どこでも、すぐに取得でき、住民サービスの向上そして住民の利便性が高まります。

また、本町においても窓口業務の負担軽減だけでなく、今後公共施設個別施設計画を進めていくためにもしっかりと検討し、導入を進めていくべきと考えますが、本町の見解を伺います。

大綱2問目、**水難事故防止の対策は。**

先月8月6日に白石川において女子中学生が水難事故に遭い亡くなられてしまう本当に痛ましい事故が起きてしまいました。彼女たちには輝かしく素晴らしい人生が待っていたはずでし

た。

一人の大人として、親として、そして行政に関わっている議員として、町の宝である子どもたちを守れなかったことを本当に悔やみました。また、親御さんやご家族の気持ちを考えると胸を締めつけられる思いです。

河川を管理しているのが国だとか県だとかではなく、尊い命を守ることにしっかりと向き合い、二度と繰り返さないためにも本町として対策を取るべきと考えますが、見解を伺います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。1問目、町長、2問目、教育長。最初に、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 森裕樹議員の大綱1問目、コンビニ交付でございます。

コンビニ交付サービスは、自治体の窓口に出向かずに非対面でマイナンバーカードを利用して市町村が発行する住民票の写しや印鑑登録証明書等の証明書を全国のコンビニエンスストアのキオスク端末、マルチコピー機から取得できるものです。

住民の利便性を高めることに加え、窓口への来庁を抑制できることから、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に当たっても有効なサービスであります。

また、コンビニ交付導入年度から3年間は導入費用とランニングコストで対象経費の2分の1まで国の特別地方交付税措置の支援を受けることができます。

本町におきましても、コンビニ交付サービスの導入について検討を重ねてきたところでありますので、今回の提案を踏まえて、令和3年度にシステムの改修に着手し、令和4年4月までにコンビニ交付が開始できるよう、準備を急いでまいります。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 2問目、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 森裕樹議員の大綱2問目、水難事故防止対策についてお答えします。

8月6日の白石川における水難事故は、町の宝である子どもたちの貴い命を失うこととなり、言葉では表せない悲しい思いでいっぱいです。改めてご冥福をお祈りします。

今回の水難事故が発生した場所は、2年前にも死亡事故があった極めて危険な場所である、そのことを町として国土交通省に伝え、水難事故の再発を防止するため、早急に危険箇所を知らせる看板を設置するよう要望しました。国土交通省からは、早急に危険箇所を知らせる看板を作成・設置するとの回答を得ております。

また、町校長会として、3つの再発防止策を確認しました。

1つ目は、8月6日を「(仮称)水難事故撲滅の日」として教育計画に位置づけ、校長が職員に対して今回の事故について語り継ぎ、職員自らが「事故は起こるもの」という思いを持つことで危機管理意識を高めていくこと。

2つ目は、各学校の安全指導年間計画に基づき、児童生徒が生命を尊重し、自ら安全に行動することができる力を計画的に育てることを継続する、そのこととともに7月28日の大雨のときに川など増水箇所には近づかないことを声かけ指導したように、機会を捉えて、折に触れ繰り返し声かけすることを継続すること。

3つ目は、長期休業中には学区内の危険箇所、特に水難事故に関わる危険箇所を2名で巡視すること。

以上の3点について、学校と教育委員会が連携しながら、再発防止に努めてまいります。

また、先日開催されました町のリーダーの会に参加した折に、学校と教育委員会の努力に加えて、できるだけ多くの目で子どもたちの命を見守っていくことができるように、町のリーダーの皆さんに子どもたちの安全確保に関わる情報提供をしていただくようお願いしたところであります。

今回の残念で痛ましい事故を振り返り、事故には防ぐことができない事故があることも事実ではありますが、想定外だから仕方がないと諦めるのではなく、想定外を想定内に変えるべく努力を続けることが子どもたちの命を守ることにつながるという信念を持って、事故の再発防止に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長(高橋たい子君) 森裕樹君、再質問ありますか。どうぞ。

○1番(森 裕樹君) ご答弁ありがとうございます。

1問目なんですけれども、やっていっていただけるというご回答をいただきましたので、今回もそんなに準備してきた書類は使わなくていいのかなと思っておるんですが、日本全体で5万8,000店以上と言われるコンビニは、今必要不可欠な社会インフラとして機能しております。そういったことを踏まえて、様々な役割を担っていただくというのがこれからの流れなのかなと考えます。その中の一つが行政発行の証明書の交付であり、宮城県内では最新の情報だと、先ほどの質問通告では15市町村と申しましたが、1団体増えまして16市町村となりました。導入率としては46%ぐらいになっております。近隣市町村では、岩沼市、名取市、そして町ですと亘理町、利府町などは既に導入している状況でございます。

導入するという事なんですけれども、進めるに当たりまして証明書をコンビニで取得するためにはマイナンバーカードが必要になってきますが、現在本町での発行率はどのような状況になっておりますでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（遠藤 稔君） マイナンバーカードの交付ということなんですけれども、令和元年度末現在で5,617枚、率にしまして当時の人口を分母にしまして15%というところがございます。

ただ、最新の7月で申し上げますと6,731枚、17.9%と、ここ最近で急増しているという状況でございます。

○議長（高橋たい子君） 森議員、再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） 最近私も取得させていただきました。

この17.9%という状況なんですけれども、現段階で予想していたよりもというか、取得状況というのは多いほうかな、少ないかなというのは、どのような認識でいますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（遠藤 稔君） 交付率につきましては、先ほどの年度末の数字と比較いたしますと全国で16%という状況で、本町は15%というところでした。県で見ますと15.3%というところですね。全国的な傾向を見ますと、都市部で高く、町村部では著しく低いという状況でございます。

○議長（高橋たい子君） 森議員、再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） 国のほうでも、マイナンバーカードを使ってこのようにマイナポイントということで、このマイナポイントの申込みをして、選択したキャッシュレス決済でマイナポイントがもらえるという事業もやっております。今後、健康保険証や、あと確定申告は今使っているのかもしれないですけども、確定申告などにも使用できるようになるため、本町でも積極的に進めていただければなと思うんですけども、この周知方法というのはどのような形で進めている状況でしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（遠藤 稔君） マイナンバーカードということでよろしいでしょうか。マイナポイントでしょうか。（「カードです」の声あり）

カードの交付につきましては、総務省のほうでいろいろ考えておりまして、今回のマイナポイントというところも起爆剤としたいということで、実施しているようでございます。本町と

しましては、基本は交付をする事務なんですけれども、やっぱり申請の段階でいろいろ問合せを受けるものですから、そこは丁寧に窓口で対応して、申請を広げていきたいと考えてございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） 今マイナポイントのほうを国がやっているということなので、今本当に、さっき急激に普及率が高まっているというのもそこもあるのかなとも思うんですけれども、今からでもまだまだ間に合いますので、もし課長さんのほうでも持っていない方が、いないとは思いますが、おられましたら取得していただければなと思います。

先ほど町長答弁にもございましたが、進めていっていただけるということなので、次にコストについてちょっとお聞きしていきたいなと思うんですけれども、コンビニの機械で発行できる証明書の種類というのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（遠藤 稔君） ただいま検討しておりますのは、住民票の写し、それから印鑑証明書、戸籍の附票、加えて税の証明書の一部を導入したいというところで、これは今県内で実施しております十五、六の団体がありますけれども、そちらと歩調を合わせてやっていきたいと考えてございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） ありがとうございます。俗に言うフルセットというか、今やれるレベルの全てをしっかりと取得できるようにということだと思いたうんですけれども、この4種類というか、もっと幅広くなるんでしょうけれども、そこにかかってくる初期費用と年間のランニングコストというのはどのぐらいかかりますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（遠藤 稔君） 導入にかかります費用としまして、こちらで積算をしたところ、導入については4,400万円を見込んでございます。そして、毎年の維持費につきましては年間620万円を見込んでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） 様々なことを動かしていくときに予算というものが必ずついて回るんですけれども、町長答弁にもございましたがシステムを導入するに当たり特別地方交付税措置というものがございました。実は1回終わる予定だったんですけれども、令和元年度の年末にですかね、延長することが決まって、令和4年度まで延長されることが決まりました。本当にこ

のタイミングでぜひ進めていただければ、ランニングコストの部分というのをかなり削減できるのかなとも思いますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

様々な市町村で始めていますけれども、発行する証明書をコンビニで取る場合、発行する手数料というか発行料というのは値段が変わってくるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（遠藤 稔君） 現在、例えば住民票ですと350円という額なんですけれども、ほかの自治体の例などを見ますと、そこから50円を下げるとか、あるいは100円を下げるとかといった対応をしておるようです。そういうことでコンビニでの交付を助長しているといえますか、そちらのほうで交付をしてもらいたいというような趣旨で下げている例がございます。それも本町では来年度にかけて検討してまいりたいと思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○1番（森 裕樹君） やはりマイナンバーカードの取得率もそうなんですけれども、さらにそれを進めていくに当たって、役場、支所で取る場合とコンビニで取る、自分が取りに行く、自動でそれを取れるというところがかなり経費的な削減といえますか、そういったものにもつながりますし、窓口業務などの効率化というのもかなり期待されるのかなと思います。今回、行政側のコスト削減といった部分で、人件費といった部分もございますが、ちょっと質問でも触れていますが公共施設個別施設計画などのほうにも少し影響してくるのかなとも思うんですけれども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） 今回、コンビニ交付ということで、住民の利便性が増すということで、町内コンビニエンスストアで証明が取れるということになります。今、公共施設等総合管理計画の中で何が関係するのかといえば、証明を出しているのは槻木事務所になります、槻木地区ですね。ですから、槻木事務所の在り方、その辺が関わってくるのかなとは考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） そういった部分でも、やっぱりランニングコストと公共施設個別施設計画のほうにも絡んでくるお話なのかなと思います。

それだけでなく、コンビニ交付の導入効果といった部分で、導入している市町村のアンケートというのが出ておりました。住民サービスの向上が図れたというのが一番大きい。そして、窓口職員の負担軽減が図られた。そして、何回も同じことを繰り返しているんですけれども、マイナンバーカードの普及拡大にかなり効果があったということも出ております。しっかりと

こういったものも踏まえながら、導入のほうを進めていただければと思います。

質問しようと思っていたのが、大分お答えいただいてしまったので、最後になんですけれども、町民へ利用促進のために行う効果的な方法についてといった部分では、先ほども申しました地方公共団体情報システム機構、J-LISのコンビニ交付の通数を増やす取組状況のアンケートによりますと、大きく3つ、手数料の減額、そして定期的な広報、そしてコンビニ店舗でのポスター掲示などが効果的で、その中でも店舗ポスター掲示で交付率が約2倍になったというようなアンケート結果も出ております。この先進めていくに当たって、本町に合った促進方法をお願いできればと思っております。

証明書類のコンビニ交付によって、町民に対する行政サービスの向上、そして利用者が役場に集中することなく、混雑が避けられ、コロナウイルス等の感染リスクも下げられると考えます。住みよいまちづくりのために、ぜひ早急に導入していただけることをお願い申し上げます。大綱2問目のほうに入らせていただきます。

まず、この質問に入る前に、このたびの水難事故で命を落とされたお二人に心よりご冥福をお祈り申し上げます。また、ご家族の皆様にも心よりお悔やみ申し上げます。

そして、この事故に対し、懸命に捜索に当たっていただいた柴田町消防団の皆様、仙南広域消防、仙台市消防局、宮城県警の方々、そしてPTAのご父兄の皆様へ、心より感謝申し上げます。

今回、一般質問提出後の全員協議会において、事故の概要と対応についての説明がございました。再発防止策や生徒たちの心のケアなどに迅速に対応していただいたことに感謝申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。大きく2点だけ質問させていただきます。

今回事故が起きた場所なんですけど、白石川の右岸側に立てられた看板には「天候や水の流れに十分注意し、安全に川を楽しもう」と書いてあり、向こう岸、左岸側に立てられていた看板では「この付近の水泳ぎは危険なので近寄らないでください」と、書いてあった内容が全く違うものでございました。

危険箇所を知らせる看板設置を国土交通省に要請したということですが、具体的にはどのようなものになる予定でしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 看板につきましては、先日国土交通省のほうから具体的内容が示されたところでございます。大きさにつきましては、縦が1メートル40センチ、横が65センチ

チのものでございます。5か所に設置する予定でございます。

内容につきましては、「警告」ということで「水難事故多発」、そして文面は「河川は水の流れが複雑なところや急に深くなるところがあり、危険です」、それから「この付近の水泳ぎは危険なので、近寄らないでください」という文言になっております。

国土交通省岩沼出張所、それから柴田町、大河原警察署、3つの連名で看板が設置される予定でございます。

場所は、槻木側がJR鉄橋のちょっと上流付近に1か所、それから下名生側につきましてはJRの鉄橋と白幡橋の間に2か所、それから白幡橋から阿武隈川の合流地点までの間に2か所、合計5か所の予定でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） ありがとうございます。それはいつ頃つく予定ですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 1か月程度で設置されるということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） 本当に早急にこういった看板も対応いただいたことに感謝申し上げます。

次に、防災や危機管理上の観点から見て、今回の事故についてどうお考えになられるでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 今回の水難事故につきましては、2年前にも同じところで起きていたということでございました。そういった面で、町全体の危険箇所というのを改めてチェックして、危険なところはないのかというところをやっぱり点検、確認をしていかなきゃいけなかったのかなと思ってございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） 先ほど教育長の答弁にもございましたが、想定内か想定外かというところでの議論というのはむしろ無意味でありまして、起きてしまうものはどこでだって事故は起きると思うんです。やはり私たち大人がしっかりと子どもたちを守っていくといった部分で、子どもたちの安全を守る危険箇所、そして防災といった目線から、もう一回行政のほうでしっかりと再確認していただきたいと思うんですけれども、どうですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 再確認をしていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） ありがとうございます。

本当にこのようなもったいない事故、本当に希望である子どもの命を守れなかったというのは本当に悲しいことなので、町の宝でもあります子どもたちが二度と同じような事故に遭わないためにも、行政と教育現場、そして我々大人たちが連携を密にし、再発防止に向けてしっかりと取り組んでいただけるようお願いいたします。子どもたちが安心・安全に暮らせるまちづくりに、私自身もしっかり取り組んでいきたいと思えます。

以上、質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋たい子君） これにて、1番森裕樹君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

午後1時再開といたします。

午前11時58分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

質問者、秋本好則君から資料の提出がありましたので、お手元に配付しております。ご確認ください。

7番秋本好則君、質問席において質問してください。

〔7番 秋本好則君 登壇〕

○7番（秋本好則君） 7番秋本です。大綱3問、質問させていただきます。

まず、質問書に入る前に、配付されました資料についてちょっと説明して、その説明の中でこれからの質問を聞いていただければありがたいと思いますので、ちょっと説明だけ先にやらせていただきます。

左側の表のほうは、臨時財政対策債の返済金がどのくらいあるものかということを私なりに計算したものです。対策債の発行額は公表されているんですけども、利率が公表されていないものですから、返済金と合わせて20年の元金均等で行っているということは分かっていますので、返済額に合うような形で利率を逆に計算しました。そうすると、大体0.9%にすると返済金がほぼそろってくるものですから、0.9と仮定した上での計算値です。そして、これを3年間据置き4年目から払っていくということを計算しまして、毎月の返済金を出して、それ

を1年分という形で単位を区切って出していったものです。ほかについては、決算カード、そうといったもので調べた内容です。

右側の表は、決算カードと監査委員の報告書のほうから取りまして、各地方債残高、臨時財政対策債の残高をグラフにしたものです。

これを見ながら質問をお聞きいただきたいと思います。

では、質問に移ります。

1 番目、臨時財政対策債の現状は。

最近、執行部からの財政上の説明では、交付税措置になるとか、交付金に計算されるとかのお話を聞きます。現状はどうか、改めて交付税措置について考える時期と思い質問します。

もともと地方交付税は、人口10万人程度の標準団体での消防費や道路橋梁費、都市計画費など27項目の経費を算定する基準財政需要額と、同じく計算した基準財政収入額との差を、国が地域間の格差をなくすために交付するものです。

しかし税収が不足気味になり、差額の半分を3年間の臨時措置として臨時財政対策債をつくり、地方が国にかわって発行するようになりました。

近年、どの財政研修会でもこの臨時財政対策債への問題意識が高まっています。私も議員になって以来危うさを感じ、何度か質問をしています。改めて町長の見解を伺います。

1) 町長は臨時財政対策債を後からくる交付金と述べていますが、その根拠は。

2) 町の事業、例えば現在の庁舎改修工事について、元利償還金の70%が交付税措置されると述べていますが、これは償還金が国からの地方交付税に含まれるということでしょうか。

3) 地方交付税の原資は地方交付税法第6条で所得税、法人税、酒税、消費税及び地方法人税の5税に限られています。この5税の総枠に限りが出てきたので臨時財政対策債制度ができたとして理解していますが、町長のいう交付税措置とはどこから捻出されるものでしょうか。

4) 臨時財政対策債は国より発行限度額が示され、地方自治体で発行するものとなります。後からくる交付税であれば、この債務を償還する責任は国にあるのでしょうか、または自治体にあるのでしょうか。

5) 交付税の具体的な計算や内容を記した財政の台帳があります。この内容を公開している自治体もありますが、柴田町でも財政を明らかにするため公開すべきと考えます。町長の見解を伺います。

大綱2問目です。町長のいう主体的に行動する職員とは。

広報しばた7月号で、町長は体験的公務員論を展開していました。この中で、「由らしむ

べし、知らしむべからず”といったお上意識の公務員時代から住民主体の社会になり、現在はこれまでに経験したことのない時代になってきている。横並びの仕事ぶりでは町の現状維持ができなくなりかねない。主体的に行動できる職員を育てていくことが私の責務」と言っています。主体的に行動することを求められても、指針や基準がなければバラバラな活動になります。町長のいう意図を伺います。

1) 主体的に行動できる職員とは、どのような職員を想定したのでしょうか。

2) 職員が行動を起こすときに必要になる理念や指針として「行政基本条例」を作って、行政経営理念を明らかにしている自治体があります。柴田町で策定する考えがあるか伺います。

3) 国の政策基準にもなっているSDGsがあります。地球温暖化による大雨の被害を受けた柴田町では、この面での取り組みも指針の一つになると考えています。柴田町での政策基準に「環境マネジメントシステム」を取り入れたらどうでしょうか。これは企業の活動やサービス提供での環境リスクの低減化を図るもので、岩手県滝沢市などで採用しています。滝沢市では平成12年度にISO14001を取得し、平成17年度から環境マネジメントの運用を始めています。柴田町でも同様な取り組みが「主体的に行動する職員」のバックボーンになると考えますが、見解を伺います。

4) 町長は主体的に行動する職員と町議会議員はどのような関係になると考えていますか。

3 問目です。船岡城址公園の斜面の崩落を問う。

船岡城址公園の園路の危険性について伺います。昨年台風19号での大雨で崩落が起きた城址公園の園路は、やっと原状回復ができたところですが、7月28日の雨で再び崩れるところが出てきました。しばた千桜橋の西側の斜面です。

ここは台風19号の時には東側で同じような崩落を起こしています。7月28日の時間最大雨量は仙台で15.5mmでした。今回の崩落後改めて付近の園路を歩いてみましたが、園路の路盤に亀裂が走っているところもありました。私は議員になったときに館山の模型を作り、議場で斜面に作る園路の危険性を指摘したことがあります。その指摘どおりになってきているように思われます。

そこで伺います。

1) 7月28日の雨量は想定内と思われませんが、斜面崩落の原因は何でしょうか。また、対処方法はありますか。

2) 同様な崩落が船岡城址公園内の園路に起きる可能性はありませんか。

3) この状態が続けば、ある程度の降水が予想される場合、園路を通行止めにする事も検

討する時期かと考えます。見解を伺います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁をいただく前に確認をさせていただきます。大綱1問目の4)の2段目、「後からくる交付金」と書いてありますが、「交付税」とお読みしたようですので。（「交付金でした」の声あり）

それでは、答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 秋本好則議員、3点ほどございました。随時お答えいたします。

まず、臨時財政対策債でございます。

1点目、これは地方財政法附則第33条の5の2第2項において、臨時財政対策債の元利償還金に相当する額について、地方交付税法の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとするあり、法律で厳密に財源が保証されているものになります。

2点目、厳密に言えば償還金に相当する額が普通交付税の基準財政需要額に算入されているということであり、交付税の算定上、一定の行政水準を保持するために算入されているということになります。例えば令和2年度の地方交付税であれば、臨時財政対策債制度がスタートした平成13年度に発行したものから令和元年度発行のものまでの合計19年分の臨時財政対策債、これに一定の率を掛けた理論的な元利償還金を令和2年度償還費として5億98万6,000円、基準財政需要額として算入しております。基準財政需要額は、そのほかにも消防費や道路橋梁費など様々な項目について標準的に必要となる経費を足し上げたものであり、地方税などを算入した基準財政収入額との差額が最終的に地方交付税として交付されるものでございます。

3点目、ご質問の捻出ということが財源の捻出ということであれば、地方交付税は国が徴収する所得税、法人税、酒税及び消費税のそれぞれの一定割合の額並びに地方法人税の額を地方自治体に交付するので、これらの税が財源ということになります。

また、どこから捻出ということですが、交付の仕組みとして説明しますと、地方交付税の財源である所得税等が国の一般会計に収入された後、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰入れされ、その特別会計から地方自治体へ支出されるものです。しかし、この制度では景気や消費の動向によって地方交付税の原資が不足する場合があるため、その不足分を地方財政法第5条の特例として特別の地方債、いわゆる臨時財政対策債を認めることとしたものでございます。

臨時財政対策債の元利償還金全額が後年度の地方交付税に算入されるため、実質的には地方

交付税の代替財源と言われております。国が地方財政計画を作成する際には、あらかじめ地方自治体の臨時財政対策債の発行総額等についても調査しております。

このように、地方自治体における臨時財政対策債の交付税措置額は、捻出されているという概念ではなく、地方財政計画上、地方交付税算定における基準財政需要額に計上されている、つまり国が財源を保証している後払いの一般財源とすることができます。

4点目、形式的には臨時財政対策債の発行主体は自治体であり、債務償還の責任も自治体にあると言えます。ただし、1点目で述べたように、元利償還金相当額については地方財政法上、厳密に財源保証されているものであり、実質的には国が責任を負っているということになります。

5点目、地方交付税の算定結果は毎年度8月末日までに総務大臣が決定し、市町村別（費目別）基準財政需要額及び市町村別（税目別）基準財政収入額として、それぞれの項目ごとの算定額が載っている一覧表が総務省のホームページで公開されており、全国の市町村と比較ができるものとなっており、そちらのほうが分かりやすいので参照していただければと思います。

大綱2点目、私が言う主体的に行動する職員、4点ほどございました。

1点目、近年、地方自治体を取り巻く人口減少や高齢化の進展といった厳しい社会情勢において、自治体は持続可能なまちづくりを展開していかなければなりません。そのための主体的に行動できる職員とは、時代の変化に伴う住民生活や地域における課題、組織運営上の問題を見つけ、その解決に向け町独自の政策を立案し、町民や専門家と協働しながら実践していける職員を想定しております。

2点目、私は常に、毎月課長級が集まる庁議や、四半期ごとに行われる職員朝礼、新人職員の研修、課長との面談の際に、公務員として必要な基本的な能力である爽やか、信頼、スピード、説得力、率先力、いわゆる頭を取って「さしすせそ」を身につけることを求めています。加えて、時代の流れや変化を読んで、新規事業につなげる先見力、住民の力を引き出すコミュニケーション力、柴田町の魅力を発信するプロモーション力、ICTを活用して事業展開ができる情報活用能力が大切だと、職員のスキルアップに向けた動機づけを常に行っております。その結果、ふるさと納税の納税額が県内第3位になったり、観光に訪れる外国人の飛躍的な増加を達成したり、さらに地方創生推進交付金関連で提案した事業が県内で唯一全て採択されたりと、職員の政策力、稼ぐ力、プロモーション力等が少しずつ身につけてきていると思っております。

このような成果が出ていることから、あえて行政基本条例のようなものを制定する必要もな

く、現在行っている職員への動機づけや教育や研修を継続し、主体的に行動できる職員の育成を図ってまいります。

3点目、環境マネジメントシステムは企業や事業所等の組織が通常の経営や運営を営む中で、自主的・積極的な環境保全行動に向けた取組を推進するに当たり、方針や目標を設定し、実効・成果の検証、改善、サイクルで運用する仕組みです。

滝沢市のように、環境問題の観点から環境マネジメントシステムに取り組んでいる自治体もありますが、柴田町ではこれまで継続してきた「花のまち柴田」のブランド化を目指した観光マネジメントを通じて、主体的に行動できる職員を育てていきたいと考えております。

具体的に観光マネジメントを通じて育てたい職員像として、1つ目は観光スタイルや商品、市場の変化を的確に捉え、消費ニーズに対応できる観光マーケティング力を持った職員です。

2つ目は、新たな特産品や着地型観光を企画して商品化し、観光に関わることによって自分が町の情報マンであることを認識し、情報を発信する力を身につけた職員です。

3つ目は、お客様を大切にすおもてなしの心を醸成することにより、職場全体の接遇力を向上させることができる職員です。

4つ目は、観光ビジネスモデルの実現を目指し、経営力や組織管理能力を兼ね備えた職員です。

観光まちづくりは、一見担当部署以外は直接関わることなく、他の部署には関係がないように見えますが、実際には柴田町の全ての部署が観光まちづくりを意識して関わることで、組織全体のレベルアップや主体的に行動する職員の人材育成に寄与していくものと考えております。

4点目、職員と議員の関係につきましては、現在と大きく変わりません。しかし、今後は職員の皆さんや議員の皆様や議会からの要望や提案があった際には、職員が専門性を身につけ、また外部人材とのネットワークを駆使して、的確な判断の下に住民生活や地域の課題解決を提案できるようになるなど、これまで以上に的確で迅速な対応が可能になると考えております。

大綱3点目、3点ほどございました。

1点目、のり面の崩壊でございます。

今年度は例年のない長梅雨の影響で、気象庁のデータでは7月の総降雨量が397.5ミリとなっており、過去10年間の7月の平均総雨量123.8ミリを大きく上回る3.2倍以上もの降雨量があったものです。さらに、仙台での時間最大雨量15.5ミリとの指摘でございますが、町内では時間最大雨量が20ミリの非常に強い雨を記録しており、こうした長梅雨と短時間での大雨による

ものが主な原因と考えております。

さて、北側斜面は秋本議員ご存じのとおり昔からの地形がそのまま残っている、決して安定した勾配とは言えない場所です。被災の翌日には、技術士の資格を有する専門家により現地を確認していただき、被災に至ったメカニズムや復旧方法についてアドバイスをいただきました。

まずは斜面の地質構成についてですが、地山の核となる岩盤の表面に岩盤が風化してできた土砂の2層で構成されています。

被災に至った原因として、1つに長梅雨の影響により斜面表面の土砂に多くの水分を含み、土砂自体の重みが増したこと、2つに大雨により斜面の表面が侵食され、地山内部から地下水の湧き水により斜面表面の土砂が崩れ落ちたものとの見解でした。

当面の対応としては、台風19号により被害を受けたしばた千桜橋の東側斜面同様、露出した岩盤面を整形し、斜面表面の侵食を防ぐため、厚層基材吹きつけによる緑化をすることが望ましいとのご意見をいただきましたが、今後恒久的な面対策の必要についても検討してまいります。

2点目、船岡城址公園は自然の山地形を生かして園路を整備してきており、新たに整備する際には国で定める安全基準を満足した形で整備しております。しかし、今回の北側斜面のように、もともとの地山で急な勾配である斜面などでは災害が発生する可能性はゼロではないと思われれます。そのため、危険と思われる箇所につきましては、調査、点検を行い、事前の安全対策等を検討し、必要性が高いところから安全対策工事を実施してまいります。

3点目、大雨が予想される際には、町内の道路、河川、公園等を職員が巡視することとしており、船岡城址公園も巡視ルートとして警戒に当たっております。その巡視の際、職員が点検を行い、園路等に災害につながるような兆候が確認されれば、通行止め等の措置を行い、公園利用者の安全を確保しています。既に実行しておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 秋本好則君、再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） まず、臨時財政対策債についてお聞きしたいと思います。

別添の資料をちょっとご覧いただきたいんですが、対策債の返済金額がこれだけ毎年、下のグラフの左側なんですが、段階的に赤い棒がどんどん膨れ上がっております。この額が交付金の中に入ってくれば何の問題もないわけですね。ですけれども、交付金の金額を見ると、臨時財政対策債が発行された平成13年より平成30年のほうが逆に低いという、これは決算カードから調べたものなんですが、これはどういう理由でしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） 実際に基準財政需要額と基準財政収入額の差ということで交付税が交付されるわけですが、先ほど桜場議員との議論にもありましたが、実際に交付税を算定する基準財政需要額の項目、それから基準財政収入額として町税等の状況等が絡み合いながら交付税が措置されるということで、臨時財政対策債一つだけを取って、臨時財政対策債が増えている中で交付税が増えていないということで、そこに相関関係があるかということ、現実的には先ほど言いましたように厳密に相関関係があるわけではないということになっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 桜場議員のときの話を私も聞いておまして、ただ交付税を算定するときにはいろんな項目が入ってくると思うんですが、その項目の中には臨時財政対策債の償還費というのはあるということではないですか。確認したいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） 臨時財政対策債に関しては、基準財政需要額算定の際に公債費の中に臨時財政対策債分ということで、一つの項目として間違いなくあります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 分かりました。

そうすると、これは普通に考えて、よく私なんか住宅設計をするんですが、床面積がもう決まっていると。その状況で、交付税額とすればそんなに変化はないわけですから、そうするとそこにいろんな要求があつて、部屋数を増やしていこうとすれば1つの部屋は小さくなってしまいますよね。そういうことと考えていいんですね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） まず基本に立ち返らせていただきます。先ほどもお話ししました、地方交付税の総額は基準財政需要額と基準財政収入額の差額を積み上げたものの合計額、または国税等のそれぞれの法定率に基づいて算出された金額が交付税総額ということではございません。町長が先ほど答弁しましたように、地方財政計画の中で一般歳出ということで算出され、それに対して一般歳入ということで算出されたその差額が、財源不足ということで地方交付税というふうに、国全体として捉えればそうなります。先ほどの答弁でもお答えしましたが、地方交付税と地方財政計画の中で出された金額に対して、実際の収入はどうかといった場合には、国の景気動向によって現実的にその特会の金額では地方交付税を総額を賄えないと。本来、国が法定率をちゃんと交付税を賄うために変えるべきものを変えない、変えられない、国

の予算としてほかに回す分もございますので、そこで不足が生じたものを今折半ということで、国の2分の1は赤字国債、地方の分は臨時財政対策債を発行しているということになります。

ですので、今秋本議員が言うように、簡単に言うと平成13年に発行が始まった臨時財政対策債、ここに来て残高が増えているのではないかと、それに対して交付税は増えていないということなんですが、もう一度お話ししますが、一般歳出という中には臨時財政対策債の元利償還が含まれております。ですから、平成13年に始まった臨時財政対策債が、平成30年、今年令和2年ですね、それまでの元利償還金の歳出というのは一般歳出に入っているわけです。この分は一般歳出に入っていますので、収入額との差額として交付税額ですよということですので、なおかつこの臨時財政対策債の償還費に関しては地方交付税のほうでは100%需要額を算定されております。ですから、地方財政計画で100%元利償還を一般歳出で見ている、なおかつ交付税の中でも100%見ていると。これほど安心できる財政措置というのはいないわけです。公債費の償還において、義務教育債なりほかの起債がありますが、交付税措置のあるものとないものがあります。一般単独事業債というのは、一般歳出の公債費の中には元利償還は入っておりません。ただし、交付税には一切入っておりません。そういう意味で、元利償還金が100%、算出されている計算基礎の中に両方とも100%入っているというのがこの臨時財政対策債になりますので、間違いなくこれは国に保証されているということになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 計算上はそうなると思います、私も。ただ、基準財政需要額の中にどんどんいろんな交付税措置が入って行って、需要額を増やしてくると。それは分かるんですけども、桜場議員との話でもありましたけれども、実際お金として渡されるものじゃないということは前提としてあると思うんですね。それで、交付税額というのは5つの税金の総額で、国としての総額の全体像はもう決まってくるということで、例えば所得税、法人税であれば33.1%、酒税の半分、消費税については今までは22.3%だったのが令和2年度から19.5%に下がっていますよね。それと地方法人税の100%、これが国全体の交付税の総額という形で、全部決まっちゃっている。これ以上もう増やせないわけですね。パーセンテージを変えるか、新しい税金でも入れない限り。ただ、そういう中でいろんなところで交付税措置という形で基準財政需要額のほうにどんどん入ってくると、需要額と実際入ってくる収入額との差がどんどんどんどんこれから広がってきますよね。そうすると、広がってきた分を交付税措置とすれば何の問題もないだけけれども、それが足りないもんだから、その差額がどうしても出てくる。その差額を折半するというような形で、半分は国が自分のところで一般会計から出すか、ちょ

っと私もその辺よく分かりませんが、国の責任として出す。そして、あとの半分については臨時財政対策債という形で地方が借金をするという、こういう形。ということを確認したいんですけども、間違いはないですね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） 秋本議員が言っているのは、ちょっと混在がございます。まず、マクロの考え方として、地方の財政計画というのがあります。日本全体、地方の一般的な歳出と一般的な歳入、国のほうでその計画を立て、その差額が地方交付税として本来地方に交付すべきというのが地方財政計画になります。

一方で、先ほど私お話ししたんですが、地方交付税そのものは国の5税の総額で決まっていますが、それはあくまでも特会のほうの歳入になるものです。ですから、私たちの立場からすれば、地方財政計画の中で算出された地方交付税を、本来は普通交付税として国が交付すべきなんです。ただ、普通交付税として交付できない、つまり所要額を確保できない、この特会がですね。地方財政計画の中で計画された地方交付税が確保できないということで、国に代わって地方債の発行をしている。そのため、元利償還金の全額が今度は交付税そのもので保証されているということですので、今秋本議員が言ったのは実際の地方交付税を算定するには基準財政需要額と基準財政収入額の差ですよということを言っております。これはミクロのほうの考え方です。

実際に臨時財政対策債を考える場合、ほかの項目も増えますよねということをお話しされていますが、まず最初に地方財政計画の中でそれはちゃんと算出をされているということです。ですから、あくまでも臨時財政対策債が増えていく、増えた部分は一般歳出のほうで金額が増えているんです。公債費として。ですから、その分、一方でじゃあ町のほうの実際の地方交付税として交付される分の中でどうなっているかといえば、現実的には毎年実償還額とほとんど同じ金額が公債費に算入をされて、交付されているということが数値的にも出ておりますので、ですからほかの費目が増えるとかという形にはなりますが、実際にこれ100%ですので、需要額算定の中の1項目として見事に金額が出ております。

先ほど桜場議員とお話しした公立保育所の、三位一体の改革で運営費の補助が削られ、それが一般財源化ということで交付税措置されますよと。それから、昨年、保育の無償化ということで保護者の保育料が無償化されたことは、それは交付税で見ますよという形になっておりますが、その算定をする際には社会福祉費の中の1項目の中に公立保育所、それから小規模保育とか、それから私立の保育所とか、そういういろんなものが加味された中で積算をされます。

その中には、社会福祉費ですので社会保障的なものも含まれます。ですので、そういうのは密度補正とか態容補正とか、数値的にはきれいな数字が出ないということです。ですので、先ほど桜場議員にも答えたんですが、そういう一括して算定されるものの中で単位費用に入っているんだらうと、国が言うのであればということで私はお答えしましたが、臨時財政対策債においては公債費の1項目としてちゃんとこの金額が見事に出ているということで、間違いなくこの金額、国が理論算定をした理論値として必ず交付をされるというのは間違いなく交付をされているということでは、毎年交付税の計算上は出てきておりますので、ですからマクロの国の地方財政計画の考え方と、それぞれの自治体が算定する際の需要額と収入額の差だよというのは、ちょっとその話は違うかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） はい、分かりました。

ニッセイ基礎研究所というところでレポートを出しているんですけども、そのところをちょっと読みますと、「臨時財政対策債発行可能額には、折半ルールに由来する分、折半対象財源不足額対応分も含まれるため、その金額だけ見ても、臨時財政対策債の償還費との関係はほとんど分からない」という形で、出ているということなんでしょうけれども、よく分からんというような書き方をしている。そこがちょっと私気になったところなんです。

それと、私が調べた一つの方法なんですけど、ここの中に決算カードの基準財政需要額というのが載っていたので、これもずっと調べてみたんですけど、書いているんですけども、これもあまり変わらないんですよ。この決算カードの需要額という数字なんですけど、どんどんと需要額が増えてくればこれも増えるんじゃないかなと思うんですけど、増えていないのはどういうことなんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） まず、基準財政需要額の算定の仕方になりますと、測定単位というものがまず基本になります。要は国勢調査人口になります。それに対して、各費目ごとの単位費用というものが算出されます。柴田町の場合、国勢調査人口のほうを確認していただければと思いますが、人口は劇的にそんなに変わってはいない。減ってはいないんです。ですので、測定単位とすればそういう測定単位の部分が、あくまでもこれは一つの例です、測定単位として国勢調査人口を使うという部分の費目がありますので。ですから、日本全体で10万人の都市が一般的に、標準的に行政を運営していく上で必要な経費というのは平成13年からそれほど変わってはいないはずなんです。ただ、先ほどの保育所でもないですが、やはり国の考え方が民間で

きるものは民間にということで、民間委託とかそういう、今まで町自体が本来行政でやるべきものだと思っていたものを民間に移行することによって、その部分は交付税を逆に、先ほどの例で言えば柴田町は私立保育園がありません。その算定費目はマイナスになっています、うちの町は。そういう意味で、密度補正という項目があるんですが、そこではマイナスになっています、現実的に。ですから、交付税は国の施策の流れにも影響を受けるということになります。俗に言うトップランナー方式という、毎回交付税で問題になります。民間委託をしたほうが経費が安く済む、その分交付税に反映しますよということになっている部分、ですからそういう意味では国の施策にも影響は受けますが、実際に10万人の自治体が標準的な行政運営を行うということで、標準的に行政サービスを行う上で必要な需要額ということになりますので、ここの金額はそんなには変わらないかと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○7番（秋本好則君） 分かりました。そうすると、決算額の基準財政需要額というのは標準団体での計算だと。これは私の取り違いだと思います。

そうすると、グラフの中に赤い棒と青い棒が出ているんですが、実際に普通の家庭で言えば借りた額と返済額という形だと思うんですけども、だんだんと差がなくなってきて、令和元年度の現在高調べを見ると4億2,600万円借りて4億6,800万円返すという形で、逆転しちゃっているんですね。これが続くとどういう形になってきますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） あくまでもそれは単年度を見た場合になります。実際に臨時財政対策債、国のほうで標準的に考えている償還は3年据置きの17年償還ということで、理論的に償還額を国は算定しております。ですから、今年度、償還額のほうが多くはなっておりますが、実際に今後その不足額がどう出るか分からないですが、このまま臨時財政対策債が続くのであれば、減っていくのであれば逆に支払いのほうが増えていくのかなとは思いますが、ただ先ほど来言っているように、償還が続く限り国は100%この償還に対して基準財政需要額に100%算入をするということですので、町の財政からすると臨時財政対策債も町債の一つではありますので、公債費残高も減っていくということでは、ある面その分交付税として逆に来ればいいんですが、そこは関係はありますが、公債費残高からは減っていくと。このままの国の考え方で臨時財政対策債を減らしていくというのであれば。ただ、一方では償還が続く限り100%需要額に算入されるということは、財政的にすれば好転に向かう数字にもなるのかなと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 一応100%入れるということになっていることは私も知っているんですけども、ただそれが眉唾にならなきゃいいなという気持ちもあるもんですから。

それで、全国市町村の臨時財政対策債について調べてくれたところがありまして、これは大阪府関係で調べていただいた図表が、項目が出ていたものですから、ちょっとプリントしてみたんですが、ある市町村では臨時財政対策債を抑制気味にしているところが出てきているという報告があるんですよ。宮城県の場合も、これは市町村単位じゃなくて県として出ているんですけども、県とすると基準財政需要額100%は出していないんですよ。残額がありまして、未発行額が5.9%という形で出ております。そのほかに、例えば栃木県であるとか、東京は裕福だとして神奈川県、山梨県、岐阜県、三重県、山口県、香川県、そういったところは10%以上減額という形で出しているんですよ。あと、具体的な名前は出ていないんですけども、大阪府下の6団体が発行を減らしているということで、そこになぜ減らしているのかということでアンケートを取ったんだそうです。その回答は、「後年度の公債費負担を減らすため」、あるいは「将来にわたって健全な財政運営を図るため」、あるいは「将来世代への負担を抑制するため」に対策債を減らしているというようなアンケートの結果が出ているという報告があるんですけど、これをお聞きになって何か考えられることはありますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） まず公債費に関して、起債の発行に関しては、やはり日本全体の自治体においてもなるべくなら発行せずやっていくということが一つなのかなと思いますが、今議員から臨時財政対策債の発行抑制という話があったんですけど、現実的に公債費の半分を占めるということからすれば、ある自治体のようにそういう抑制をしていかないと将来負担比率なり実質公債費比率が上がってしまうということは考えられるんですけど、実際に算定する際に交付税措置される部分が控除されております。

ですから、実際に財政課として考えているのは、まず従来から交付税措置をされる事業に関して、起債に関しては、やはりそれは使わない手はないんだろうなど。先ほど言ったように一般単独事業債というのは地方財政計画では歳出として見ていただけますが、交付税では公債費として一切見てもらえないと。つまり、事業をやっても国はその面倒は見ませんよということですね。留保財源でやりなさいということです。であれば、やはり同じ起債を起こすのであれば、後年度世代へこの借金は渡していくわけですから、できればそれは国が面倒を見るというか、国が財源を保証すると、交付税措置をすると、財政措置をすると、そういうものは利用すべきだとは思っております。

臨時財政対策債に対しては、いろんなまちでいろんな考え方があるかと思います。実際になぜ借りないかという部分に関して、こちらでも調べましたが、私たちは地方交付税は必ず交付される団体です。一方で、愛知県、または東京近郊の市においては、いつ不交付団体になるか分からないと。つまり、不交付団体になった時点において臨時財政対策債は一切国からの措置がなくなるわけです。やはりその辺の自分のまちの財政状況、交付団体になるのか不交付団体になるのか、景気動向によって、ましてや先ほど言った20年間償還になると。やっぱりその辺は逆に言うと裕福な団体ですね、借りなくていいということですので、そういう団体においては交付税措置をされるかされないか、やはり柴田町と同じように有利な起債なのか起債じゃないのかという部分をシビアに判断をされているのかと思います。ですから、実際今後とも地方債を発行するという部分に関しては、財政課としましても今後長寿命化なりそういうものをしていく上では、やはり有利な地方債、起債というものは活用して事業をしていくことが必要なかなとは思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○7番（秋本好則君） 確かに名目というか、国が言っている100%保証するという臨時財政対策債を100%借りて、もし発行しなくて済むのであれば町債を減らしたほうがいいという考えもあると思います。ただ、私がちょっと心配しているのは、例えば需要額と実際の収入額の差額分の2分の1ルールというのはこれからもずっと生きてくると思うんですけども、これから需要額がどんどん上がってくるとしたときに、その差額分の2分の1をまた臨財債という形になってくるということ、このルールはこれからも変わらないと思うんですけども、この形は変わらずにずっと行くと思いますが、どうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） 先ほど地方財政計画の中での地方交付税の不足分を折半ルールというお話をさせていただきました。今まで議員とお話をしながら、やはり皆さん心配なのは臨時財政対策債が増えて、そうなれば臨時財政対策債の償還相当額も増えていくだろうと。その分が不足額を招くだろうという話になるんですが、実際これは臨時財政対策債の元利償還相当額は除かれております、折半ルールからは、不足額からその分は除いて折半ルールになりますので、今年、去年、不足額に対する折半ルールはありませんでした。ですので、国の景気がよくなればこういう形で折半ルールもないということになります。実際に、じゃあ去年と今年で発行したのは何となれば、臨時財政対策債の償還に充てるための起債ということになります。折半ルールでの臨時財政対策債の発行ではないんです。もう平成13年から発行されている臨時財政対

策債の償還のために臨時財政対策債を発行しているということで、地方財政計画でいうところの赤字分ではないんです。ですから、地方自治体からすれば国がとにかく地方交付税として本来の形で交付をするという形で、町村会等を通じても求めてはおりますが、なかなか国のほうもそこは財政状況が、赤字国債ということですので、なかなか厳しさが続いておりますが、折半ルールは去年と今年はなっておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○7番（秋本好則君） 分かりました。

それでは、例えば平成13年から柴田町で発行している臨時財政対策債の償還額、これが平成16年から始まっていますけれども、このお金は確実に来る、例えば去年、令和元年度に発行した額は4年後から始まってくるんですが、4年後のところには償還額というのは確実に入るとい保証はあるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） 要は地方財政計画の中でこれに関して国が保証しておりますので、4年後に入ってこないということは、よほどの制度改正がない限りそれはないとは思っています。現実的に平成13年から今年度、令和2年度までの地方交付税の算定上、基準財政需要額に実際に入っていた金額というのが、翌年から利子の償還が始まっておりますので、平成14年からこの交付税措置はされております。実際に平成14年から令和2年までの合計額でいうと、普通交付税に算入された金額が47億3,637万円。では実償還額、平成14年から令和2年まで、45億9,028万5,000円。ということは、実償還額よりも基準財政需要額に算入されている金額が1億4,608万5,000円多いという、今のところは多いという状況になっています。秋本議員が調べた大阪方面のほうは、逆にマイナスになっているところもございます。ですので、今のところ柴田町は確実にこの金額が基準財政需要額に算入をされているということです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 分かりました。

それでは、確実に、いつ来るというのはもう決まっているわけですか。償還額、例えば3年据置きで4年目から払っていきますよね。総額で今お聞きしたんですけれども、きちんとちゃんと毎年その額は払われているということでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） この基準財政需要額の中に算入されておりますので、毎年地方交付税としてこれが交付されているということになります。地方交付税に算定されて、町の地方交付

税として交付をされているということになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） そうすると、一番最初の質問にまた私ちょっとここで戻っちゃうんですけども、普通交付税というのは決算カードのところで毎年ずっと入れてきたんですけども、これが増えていないというのはほかのところが何かの形で減っているという、そういうことですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） 申し訳ありません、私も同じことを言うんですが、地方財政計画というのがまず大本にございます。それから、地方財政計画で歳出と歳入の差というものが地方に交付され、地方交付税という制度になります。ですから、それに基づいて地方交付税特会のほうで国税4税なり、今は5税になっておりますが、そちらで徴収したものを地方に配分をするという形になりますが、その時点において差額が生じたものを、本来であれば国が以前は加算という形でしていたわけです。ですから、町の単体の交付税が増えている増えていない、元に戻りますが、10万人のまちで標準的な行政運営を行う上での経費というものがまずあって、町の税収等の75%を差し引いて不足額という形になりますので、毎年毎年これが全く同じ形での計算ではございませんので、実際に交付税特会が10年前2倍だった、3倍だったというわけではございませんので、その辺に関しては町単体で見ると増えてはいない、ただ国の財政計画においても劇的に大きな金額の多寡が出ているわけではないという部分からすれば、町自体は増えている減っているという形には出ますけれども、間違いなく地方で格差のない行政をしていく上で必要な収入として交付されているということになるかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 秋本議員、再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） もうちょっとその辺は議論を進めていきたいと思えます。

ただ、先ほど言いましたようにニッセイ基礎研究所で出しているレポートの最後のほうに、「地方財源不足額の当面の解消策を講じる地方財政対策が決定される際には、毎年総務大臣と財務大臣との間で覚書が交わされるが、その覚書には、既往臨時財政対策債の償還費は折半対象財源不足額には含めないという趣旨のことが明確に書かれていることは意外と知られていない。その額面どおりに解釈すれば、既往臨時財政対策債の償還費を国が補填することはないというふうに受け取れる」となっているんですけども、これはご存じだったでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） 私先ほどそれと同じようなことを言わせていただいたんですが、不足

額に含めないという、折半対象に含めないということは、その分増えませんよということを言っているわけですね。ですから、文面的にそこの捉え方がちょっと秋本議員と私で違うと思うんですが、要は折半対象というのは地方交付税、マクロで算出したものに対して実際に足りなくなる分ということで、それを折半しましょうという部分は、折半対象は地方財政計画の中で折半対象の不足分、「2分の1ずつ負担し合いましょう」から、それは国として地方には求めないということなんですね。ですから、それは間違いなく今も含められておりませんので、大丈夫かとは思いますが。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○7番（秋本好則君） 分かりました。

ただ、このレポートの中で同じことを言っているんですが、「既往臨時財政対策債の償還費に対する財源補填は、常に新たな臨時財政対策債の発行という形を取っており、現金交付される地方交付税には財源補填額は含まれていない。すなわち、実質的な借換え、本質的な償還財源確保の先送りが行われているに過ぎない」と書かれているんですが、これについてはどう思われますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） ですから、その方も同じことを言っているんですね。実際に地方財政計画で不足額となっているものを本来は国が、今5税になっていますが、国の所得税からの割合等を上げるなり、そういうことで必ず財源補填をすべきだと。国が補填すべきであり、そういう改革を国がしない限りはこの臨時財政対策債は続いてしまうということその方も言われているわけですね。ですから地方とすれば、先ほど私言いましたように、臨時財政対策債を返すために臨時財政対策債を借りているという状況にはなっております。その代わり不足額を折半するということの負担は今年と去年はしていないと。ですから、そういうことを鑑みれば国は臨時財政対策債のスキームをいつまでも続けるのではなくて、本来地方固有のものである地方交付税というものを間違いなく国が交付する考えにならない限りは、これがずっと続くだろうということその方は言われているのかと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○7番（秋本好則君） 私なんかはすごく、これが国のほうから償還費だよと現ナマでよこされるといぐらいのものがないとちょっと信用できないのかなという気持ちがあるもんですから、ちょっとしつこいぐらい確認してみました。

じゃあ2番目に移らせていただきたいと思います。

町長の答弁の中でも出ているんですけども、時代の変化に伴う住民生活や地域における課題、組織運営上の問題を見つけ、独自に立案していくということなんですけど、この課題を見つけるということにおいても何を基準にするのか、何を目標にするのか、これが違ってくると違う方向に行くと思うんですけども、新しい課題を見つける、問題を見つける、その基準なり目的、それが明確にないとちょっとどうかなと思うところがあるんですけど、そういう目的というのは何かを書いておく必要はないのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 町民から出る課題は千差万別でございますので、一律基準目標を定めてやれるような状態ではありませんので、個々に対応せざるを得ないと。総体的にこういう資質を持って対応してもらい以外はないと思って、あらゆる福祉から医療から産業政策から土木から全部、住民一人一人の要望が違いますので、全体を見据えた中での包括的な能力、そういうものを養成する以外にはないという考え方です。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○7番（秋本好則君） 私が取ったのは、滝沢市がつくった行政基本条例というのがあるんですけど、市の経営に対する理念というのが述べられておりまして、経営理念、経営の姿勢、行動指針というのがありまして、行動指針の中に「学び、実践する」「対話し、協調する」、そして何を学ぶのか、誰と対話するのか、そういったことが全て書かれているんですけども、そういった基本条例というのは必要ないのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 職員の大きな流れ、目標については、柴田町まちづくり基本条例の中に書いてあります。滝沢市は、何年か前に行政改革がブームになったときに多分つくったのではないかなということでありまして、行政経営という考え方は今では残念ながらもう廃れてしまっているということで、滝沢市以外にやっているところは把握できていないのが実情でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○7番（秋本好則君） 滝沢市は平成27年につくっております。それほど古くはないと思うんですけど、時代遅れと言われればそれまでかもしれませんが。

自治体戦略、総務省なんですけれども、2040年基本構想研究会の一次、二次の報告というのが出ているんですけども、こういったものなんですけど、これからの自治体はどういうふうにあるべきかということが報告として出ているんですけど、これはご存じでしょうか。

- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長（藤原政志君） あるということは知っておりますけれども、中身を詳細に確認はしておりません。
- 議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。
- 7番（秋本好則君） これは2040年にこれからの新たな自治体行政の基本的な考えという形で総務省が出しております、今まではサービスプロバイダー、行政の全てのサービスを提供する本体として地方自治体はあったけれども、これからはプラットフォームビルダー、全て自分がやるんじゃないかと、例えば協働で行くとか、民間を活用するとか、そういう形を取って、プラットフォームを行政としてはつくっていくという形を言って、新しい私の公共、私の協力関係ということを言っているんですが、こういった指針というの、これを基にした形の、自主的に活動する職員というふうに連携するんじゃないかと思うんですが、そういうことは考えられないでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長（藤原政志君） 確かにそういう考え方は私も思っております。ただ、例えばデジタルトランスフォーメーションであったりとか、スマート自治体であったりとか、スマートシティ、そういったデジタル化の流れの中でプラットフォームをつくって行っていくという話は、まさに基本の基本ということであれば住民自治によるまちづくり基本条例でうたわれている基本的な理念そのものだなとは思いますが。
- それから、ちょっと私の考えも含めてお話しさせていただくとすれば、例えば行政基本条例、こういったものをつくっていくということは、どこかの事例を持ってきてつくればそんなに難しいものではないとは思っております。それで、ある自治体の行政基本条例を見ますと、滝沢市もちょっと拝見しましたがけれども、経営理念だったりとか、1行で書いてあると。職員の行動指針のようなものも3行で、どちらかという町民憲章的なもので書いてあると。そういったものもございまして、ある意味関係法令に規定していることも含めて職員として当然理解して行動すべきことを整理しているもののように理解しているところもございまして。町長も答弁で述べましたように、社会の流れであったりとか町の状況を見ながら企画、計画、実践する中から、職員一人一人の意識、スキルを上げて、柴田町らしい組織風土、そういったものをつくっていくのが非常に重要だろうということを思っておるところでございまして。
- それから、日頃から町長の政策、戦略、そのことについてはもちろん職員として一人一人受け止めて、議論、実践する中から職員から職員に伝える、伝わる、そういった文化をつなげて

いくということが非常に重要だろうと考えております。

そこで、行政基本条例につきましては、不要だという話ではないんですけれども、まずどのような形で風土として根づいているのかということも含めて情報収集したいと考えているところではございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○7番（秋本好則君） 行政基本条例をつくっているところは、北海道もあるんですけれども、北海道は自治条例のちょっと焼き直しのような感じなんですね。今町長は時代遅れと言われましたけれども、滝沢市のほうはそれよりもっと踏み込んだ形で述べられているので、これは私はずひ参考にしていただきたいなと思ったものですから、ここで言わせていただきました。

総務省の2040の構想のところに出ていて、先ほど私言いましたけれども、これからの自治体はプラットフォームビルダーの形で、「人口減少と高齢化により、公共、私、それぞれの暮らしを支える機能が低下する」と。そしてスマート自治体のこともちょっと触れていますけれども、「相互の協力関係を構築するプラットフォームビルダーへ転換する必要がある」と、総務省の構想の中では言っております。プラットフォームビルダー、これは私たちがやっていた自治条例のまちづくり推進センターの理念と全く同じなんですよ。だから、これからこういう形になるのかなと、私はこれを読んでそう思ったものですから、ぜひ参考にしていただければありがたいと思います。

先ほど町長は観光マーケティング力を持った職員がこれから必要とされるとおっしゃいましたが、例えばこれをもう一步踏み込んで、なぜ柴田町は観光マーケティングが必要なのかという目的、それを明らかにしていくということもこれからの指針の一つではないかと考えられるんですが、環境マネジメントというのも私の考え方からすると一つの指針ではないかと思うんですが、これを行動の一つの目安、基準とするということは考えられないでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 自治体にはそれぞれの特色というものがございます。滝沢市の場合には環境マネジメントということに力を入れて、それを通じて職員を育成していく、人材を育成していく、関係機関との連携を深めていくと。それで行政レベルを上げて、行政の経営をよくしていくという流れでやっていると思うんですが、環境マネジメント、観光マネジメント、いろんなマネジメントを導入しても、逆に職員が混乱するばかりでございますので、柴田町はこれまで進めてきたある程度少しずつ政策面で力をつけていた観光マネジメントを通じて、これからの時代に合った変化を素早くキャッチして、そしてみんなで考え、住民を巻き込んで解決で

きる政策を打ち出していくということが必要であろうと思っております。

2040年の総務省の構想がありますけれども、ロボットとかA Iが半分の自治体で業務をやるというふうに文言で書いてありますが、それは末端の行政を知らない人たちの考えでありまして、私の考えは、これからは職員を確保しない限り地域の行政は守れないと思っております。ですから、効率的にやれるところはA Iとかになりますけれども、その部分は職員をある程度確保していかないと、ますます人と人との関係での問題が起きておりますので、総務省のような構想にはならないと。言葉は悪いんですけども、その当時のはやりを起こそうとしている人たちがいると。私も長年行政経験をやっておりますけれども、その当時その当時にブームというのがあるんですね。そのブームの一つかなということで、果たしてこの2040年構想で自治体がA Iを導入して、職員が半分になるというのは私はちょっと今の時点では想定できないというのが実情でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○7番（秋本好則君） 総務省もその計画を出しておりますが、宮城県でも出しているんですね。宮城県環境基本計画、第4期という形で、全てSDG sに接した形を出しております、その中の政策1、脱炭素社会の構築というのがこれに全く合致するんですが、こういったことも柴田町は関係ないと言えるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） このSDG sさえ、担当しているからこういうのをつくっているのであって、果たして柴田町の町民に、宮城県の県民に、SDG sって分かる人、多分ほとんどいないのではないかと。ですから、行政だけの考えでSDG sというのを今やっておりますが、これを浸透させていくのは相当な力が要ということでございます。県はやっぱりこういう新しいことに取り組まなければならないと、私も県庁職員でしたから分かるんですけども、やらないと何か遅れたような感じになりますけれども、実際これを動かしていくというのは相当努力が要ということです。まずはSDG sという言葉自体、多分町民は分からない。その中で政策を打っても、実績は上がらないと思っております。もちろん地球温暖化の関係で、炭素をなるべく出さないようにという総論で町民に啓発する、これは可能だと思いますし、町民もその程度、例えば省エネに協力するとか、ごみを出さないとか、それから水素エネルギーの自動車を買うとか、具体的にイメージができないとなかなか環境問題にも取り組めないのが私は現実ではないかなと思っております。いかに高邁なお話をして、現実はその程度から進めないといけないと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） またちょっと滝沢市の話になるんですが、滝沢市では環境マネジメントを始めているということをお先ほど私言ったんですが、平成22年からずっと始めておまして、例えば平成30年までの結果が出ているんですね。総括的なものなんですが、これで見ると電気代についてはこの20年から30年の間に816万円削減できました。灯油については、115万円下がりました。A重油、私はA重油を何に使うか分からないんですが、1,246万円削減できましたという結果が報告されているんですね。これも環境マネジメントの一つ、ISOに関係することだと思うんですが、こういったことを出していくのが一つの基準になるんじゃないかと思えますけれども、こういった具体的な基準を出すということも柴田町は無理でしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（遠藤 稔君） ただいま環境ということのご質問でしたので、町では地球温暖化防止実行計画ということで、かつてこういった問題に取り組んだという経緯がございまして、今現在計画が切れている状況ですので、改めて内容を精査して、今後の計画に向けて検討している最中でございます。先ほどのいろいろA重油ですとか電気代ですとかごみの削減ですとか、そういったことも盛り込む内容でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 環境マネジメントの実際的なやり方として、ISO14001と私書いておいたんですが、これを運用するのも県下ではかなり出てきているんですね。それで、宮城県も推薦しているやつでISO14001を進めた形のみちのくEMSという、これも県が参加してやっているものがあるんですが、こういったものはご存じだったでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（遠藤 稔君） 先ほどISO14001という言葉がございました。こちらが国際的な規格ということで、先ほど議員がおっしゃったのが県での規格ということで、簡易にしたもので、取り組みやすいような形にしているということで、県が推奨しているものでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○7番（秋本好則君） そのISO関係で、それを評価する、宮城県ではなかなかないという話だったんですが、これを入札制度にそのまま連動させているんですね、宮城県でも。宮城県もそうですし、仙台市、岩沼市、名取市、利府町、多賀城市、七ヶ宿町、富谷市、登米市、石巻市、そういったところはみちのくEMSに入って、どのくらいやっているかによって評価点が

変わってくるということで、入札制度にそのまま連動させていっているんですね。そういったことをやっていけば、かなり浸透するのは早いと思うんですけども、柴田町も含めて環境マネジメント、ISO、みちのくEMS関係で、こういった利用の方法もあると思うんですが、これはご存じだったでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（遠藤 稔君） みちのくEMSにつきましては、その活用の具体例としまして、町との契約の際に加点をされるということで、やっているというのは承知してございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） こういったものを柴田町が連動してやっていくということは一つのやり方だと思いますけれども、これを入札制度に絡ませるといのはかなり柴田町とすればメリットが大きいと思うんですが、考えはありませんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） 今、柴田町においては総合評価型ということで、簡易型でやらせていただいております。今後、その辺に関しても検討を加えていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 柴田町もこういう気概があって、こういうことをやっているんだということは、私はやるべきだと思うんですが、例えば一つの話として「隗より始めよ」という言葉がありますが、柴田町の方式でやるということはかなり私はメリットが大きいと思うんですけども、もう一度「隗より始めよ」の方式でやれないかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。副町長。

○副町長（水戸敏見君） 恐らく今EMS、そういう評価をかけるのは総合評価方式の入札案件になると思います。町では、今財政課長が話したように簡易型という、いわゆる総合評価の完全型ではないやつをやっております。総合評価の完全型でやるのは、よほど大規模な工事で、それこそその会社の施工能力から、安全基準から、取り組んでいる社会貢献から全部見ます。そういうやつについて、もしも発生すれば検討はしなくてはいけないなと思いつつも、簡易型総合評価を超える大型の案件については、現在のところ想定はしておりません。簡易型というのは、簡単に言うと誰が見てもいわゆる評価者の判断が入る基準のない点数で全部やっちゃいますので、それについてはどこからもクレームは上がらないんですが、総合評価は評価者の、いわゆる個人個人の評価の点数によって変わってきますので、かなり大がかりなことを考えないと、精緻なことを考えないと難しいかなと。それをやるのであれば、それ規模の入札規模で

なければやるほうも折り合わないなという気持ちでいます。研究はしていきます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○7番（秋本好則君） 今調べると、みちのくEMSに参加するかしないかということで、EMSをやっているところはNPO法人環境会議所東北というところがやっているんですが、これに参加して工事をすることによって評点が0.5とか1点とか10点とか違うんですけども、そういうことについて出していく、私はこういう取組、そして環境に対する取り組み方というのは、柴田町独自のやり方でいいですので、これから考えていく時期に来ていると思いますので、検討をよろしくお願ひしたいと思います。

これで終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて、7番秋本好則君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

午後2時40分再開いたします。

午後2時25分 休 憩

午後2時40分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

16番白内恵美子さん、質問席において質問してください。

〔16番 白内恵美子君 登壇〕

○16番（白内恵美子君） 16番白内恵美子です。3点質問いたします。

1点目、**入札制度の透明化を。**

国が平成31年1月22日に公表した、入札契約適正化法等に基づく実施状況調査結果によれば、公共工事の入札予定価格を事前公表している自治体は、平成30年8月1日時点で37.4%、事前公表及び事後公表の併用は16.8%でした。合計すると54.2%になります。富山県では7割の市町が事前公表しているとのこと。

愛知県常滑市では、事前公表の目的として次の4点を挙げています。1、入札・契約手続きの透明性の向上、2、入札参加予定者が予定価格を探る等不正行為の防止、3、採算が見込めない入札の回避、4、入札不調の減少による契約に要する時間及び事務量の軽減。

柴田町においても、入札予定価格の事前公表を早急に導入すべきと考えます。

また、入札監視委員会の設置も必要です。亘理町では、大学院教授や弁護士、税理士、公認

会計士の専門家5人の委員で組織しており、設置目的に「入札及び契約の過程並びに契約の内容について、不当な圧力と不正行為を排除し、入札及び契約事務の公正な執行と透明性を図るため」とあります。公共工事の入札制度や運用について、第三者のチェックを受ける必要があるのではないのでしょうか。

柴田町の入札制度を透明化するため、次のとおり提案します。

- 1) 入札予定価格を事前に公表することを提案する。
- 2) 第三者による入札監視委員会の設置を提案する。

2点目、「こども宅食」の実施を。

2017年7月に東京都文京区で始まった、生活の厳しい家庭に定期的に食品を届ける「こども宅食」が全国に広がってきました。特に、今年春からコロナウイルス感染拡大予防のため、「子ども食堂」から「こども宅食」支援へと切り替えた団体がふえています。

2018年10月設立の「こども宅食応援団」によれば、「こども宅食とは、食品とともにアウトリーチによって支援を届けることを目的とし、食品の配送は利用家庭の生活を支えながら、つながりを生み出すための手段である。LINEや配送時の対面によるやり取りで、安心したつながりを少しずつ育て、生活状況を把握したり、状況悪化の予兆を見つけ、必要な情報や機会、適切な支援を提供することを目指している」とのことです。

今年5月に、こども宅食応援団がこども宅食を利用する1,000世帯に向けて行った「新型コロナウイルスの影響に関するアンケート調査」では、コロナ禍以前に比べて約8割の家庭で「支出が増えた（増える見込みになった）」と回答しています。また、こども宅食利用世帯のうち8割以上が、行政の窓口や民間の食糧支援サービスなどを利用していないとのこと。柴田町でも同じ状況にあるのではないのでしょうか。

「こども宅食」は、行政だけでできるものではありません。民間の協力が必要です。宮崎県三股町の「みまたん宅食どうぞ便」の活動が注目されていますが、どのように考えていますか。

柴田町としても、民間と手を携えた「こども宅食」実施へ向けて取り組むことを提案します。

3点目、台風19号への対応のさらなる検証を。

今年の猛暑や最近の台風の大型化、豪雨による洪水や土砂災害を見れば、もはや気候変動ではなく「気候危機」、地球温暖化ではなく「地球炎暑化」の言葉を使うべきではないのでしょうか。

柴田町においては、昨年台風19号と同等もしくは上回る規模の超大型台風に備えねばなりません。そこで、台風19号襲来時の古河水門における町の対応について、更に検証し今後の対

応に生かすことが必要です。私がいまだに納得できていない点、疑問に思う点について質問します。

1) 新潟大学名誉教授の大熊孝著「洪水と水害をとらえなおす」によれば、「外水」は濁った水となり、「内水」は比較的きれいで透明感があるとのことである。台風19号の被災地域では、泥水と澄んだ水の2種類があったのでは。

2) 国道4号線から庚申前方向に滝のように水が流れたのはなぜか。

3) 東船迫地域が新生町や若葉町より浸水の水位が高かったのはなぜか。

4) 6月会議においての答弁では、古河水門の白石川水位と地区外排水路の水位の比較は、土手から目視により判断しているとのことだが、数値を見ての判断は行わないのか。

5) 議会や住民説明会では、常時地区外排水路の水位が高かったと説明しているが、根拠となる数値を示すべきでは。地区外排水路の水位は、どのくらいの頻度で測っていたのか。

6) 雨が強くなる前に、地区外排水路の水位が一気に上昇したのはなぜか。

7) 大雨が予測される場合、水門を閉じることが原則だと思うが、なぜ水位の差にこだわったのか。

8) 白石川の水位のほうが地区外排水路の水位より高い場合、水はどのように流れるのか。

9) 地区外排水路の水位計は、何メートルまで計測できるのか。

10) 10月12日の午後10時以降は地区外排水路の水位は計測できていないが、何メートルまで上昇したと考えているか。

11) 目視による判断では、水位が増し職員が撤退すると水位の比較ができなくなることから、水門前と地区外排水路の両方に水位計を設置すべきでは。

12) 住民の避難を促すため、水門付近の道路にも水位計が必要では。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 白内恵美子議員、大綱3点ございました。

まず入札制度、2点でございます。

平成12年に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が施行され、翌平成13年3月に入札契約適正化指針が閣議決定され、同年4月以降の入札、契約に適用されたことから、町では平成13年度から平成19年度にかけて、年度当初に発注予定の一部工事から抽出し、予定価格の事前公表を試行いたしました。

しかしながら、全国的に予定価格の事前公表を行うことにより、1つにくじ引落札の多発や、予定価格が目安となり落札価格が高止まりするなど、適正な競争が制限されること、2つに建設業者の見積り努力を損なわせること、3つに談合が一層容易に行われる可能性があるなどの弊害が生じました。

平成18年6月に国から出された入札契約適正化指針の一部改正で、予定価格等の事後公表の推進が示されたため、平成20年度以降、予定価格の事前公表は行わず、事後公表としてきたものです。

国が平成31年1月22日に公表した入札契約適正化法律等に基づく実施状況調査によれば、平成30年8月1日現在時点において宮城県35市町村では予定価格の事前公表団体は石巻市、山元町、大衡村、色麻町の4団体のみで、入札案件などにより事後公表及び事前公表を併用している団体は仙台市、名取市、多賀城市、東松島市、亘理町の5団体、事後公表団体が26団体となっております。また、全国的にも各自治体においては国が推進する事後公表へと進んでいることから、これまで同様に事後公表としてまいります。

2点目、町としては、入札及び契約の過程並びに契約の内容について、不当な圧力と不正行為を排除し、入札及び契約事務の公正な執行と透明性を図ることは、第三者機関を設置せずとも発注者として果たすべき当該の義務であると認識しております。これまで柴田町において不正行為や問題があった入札はございません。

なお、執行に関するチェック機能としては、本町では財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するため監査委員を置いており、工事請負契約等について随時監査が行われております。今後とも監査委員からの指摘には真摯に対応し、適切な入札及び契約に関する事務に取り組んでまいります。

大綱2点目、こども宅食の実施でございます。

宮城県三股町で平成30年4月にスタートした「みまたん宅食どうぞ便」につきましては、相談に来ることができない家庭へボランティア等が食品を届けながら家庭状況の変化等を見て、支援へとつなげるという活動であることは確認いたしました。しかし、「みまたん宅食どうぞ便」は始まったばかりであり、また具体的な活動状況について評価するだけの情報を持っていないのが現状です。

一方で、こども宅食につきましては、1つに本当に求められている食品が家庭に届けられているのか、2つに集めた寄附金で食材を買うより温かい弁当のほうが効率的なのではないか、3つにこうした事業は子どもの貧困の本質的な解決にはならない、などの意見もあると聞いて

おります。

町内の子ども食堂を主宰している団体や社会福祉協議会に子ども宅食についての考え方を確認しましたが、支援のつなぎ役となるボランティアの確保の難しさや、寄附されている食料品の状況などからしてみると、子ども宅食を実施するのは難しいとの声をいただいております。

今後、住民の方から子ども宅食への動きが出て、その実現に向けた具体的な相談があった場合には、町としての支援策について検討してまいります。

3 点目、台風19号のさらなる検証をとということでございます。

これにつきましては、これまでも議会からの要望、いろんな町内の区長会、それから自主防災組織、婦人防火クラブ、BC会等でお話ししておりまして、重複する場面もございますが、改めて町が確認している事実関係をお知らせしたいと思っております。

まず1 点目、泥水と澄んだ水の2種類があったのではということですが、町では町内全域の巡視を行っておりますが、私たちが目にした水の色は全ての地域で茶色く濁った水でございました。また、台風19号の住民説明会で配付した国土地理院から提供された状況写真等を見ても明らかです。つまり、今回の雨の降り方は、内側、外側にかかわらず、町内全域で強い雨が短時間に一気に降ったものでございます。

2 点目、国道バイパスは、西船迫一丁目のJAスタンドから徐々に下り勾配となり、庚申前付近が最も低い場所となります。さらに、柴田高校前の信号機付近から穏やかな左カーブとなっており、車が通行しやすいように庚申前方向に傾斜がついた道路となっております。

今回の大雨のように、短時間で強い雨が降れば、構造上、川のように道路上を流れる場合があり、庚申前付近には水が集まりやすくなると考えられております。

局地的に短時間で記録的な大雨となった気象条件や道路構造や地盤の高低などの地理的条件により、そのような状況になったのではないかと推測されます。

3 点目、東船迫地区が新生町や若葉町より浸水の水位が高かったと。これは1 つに新生町や若葉町は東船迫地区より上流にあるため、大河原方面に向かうほど地盤が高くなること、2 つに東船迫地区については場所によって地盤の高いところや低いところもありますし、さらに宅地についても盛土の高さに違いがあるため、今回は床上浸水、床下浸水、浸水しなかったお家とまちまちでしたので、地域ごとに比較するのは困難です。

4 点目、現場に関わる職員は、白石川や阿武隈川の水位情報を自らのスマートフォンで情報を確認しています。大雨時は、風や波のうねり、明るさ、川面に打ちつける雨粒など、局地的な降雨によりその状況は常に変化します。そのため、水位計だけでは河川の全容を把握できず、

適切な判断ができない場合がありますので、予想される雨雲の動きや雨の降り方や台風や前線の動きなどを考慮し、総合的に判断しております。

5点目、常時地区外排水路のほうが高かったということですが、12月12日土曜日の午前9時13分に1回、雨が強くなり始めた午後1時56分から午後10時までの間、7回測定しております。午後10時の古河水門前の白石川の水位は柴田大橋より1メートル低いので、11.96メートルと推測できます。そのときの地区外排水路の水位は12.26メートルで、白石川より水位が高いことを確認しております。

6点目、雨が降る前に地区外排水路の水位が一気に上昇、これも間違いなので。当日は、町内全域で断続的に大雨が降っており、10月12日土曜日午後9時から午後10時までの時間雨量が53ミリとなっております。そのときの白石川における水位の上昇は0.96メートル、地区外排水路とは若干時間のずれはありますものの、1メートル16センチの上昇となっております。今回は53ミリという短時間での記録的な大雨により、白石川も地区外排水路の水位も一気に上昇したものです。雨が強くなる前に地区外排水路の水位が一気に上昇した気配は見受けられません。

7点目、水門の開閉については、自然流下で流れているうちは、水門を閉じる行為は水の行き場をなくし、堤内地の水位の上昇を招くだけです。

なお、今回、船岡五間堀の水門を閉めたことにより、五間堀の水は行き場を失い、三名生堀に影響を及ぼし、そのため下名生剣水地区では町内の中でも多くの床上浸水被害が発生したことを申し添えます。

8点目、白石川の水位のほうが地区外排水路の水位より高い場合、水はどのように流れるのかと。これも単純にはいかないんですね。一般論として、雨が降っていない鏡のような水面同士を比較した場合は、水は高いところから低いところへ流れ、やがて水位は均衡します。

9点目、地区外排水路の東船迫地区末端に設置している水位計は、標高11.6メートルまで計測できます。

10点目、10月12日土曜日の午後10時までは、排水ポンプ作業員及び職員は現場におり、白石川よりも地区外排水路の水位が高いことは確認しておりますが、午後10時以降の状況は避難行動に移ったことから確認できておりません。

11点目、12点目は一括でお答えいたします。

水位計については、地区外排水路流末の右岸、左岸にそれぞれ1か所ずつ、また白石川の水門前には1か所設置してあります。しかし、白石川の水位計については破損状況も確認されたことから、河川管理者である宮城県へ再設置をお願いしているところです。

なお、水位計は河川などの水位を測定するものと認識しておりますので、道路への水位計設置については考えておりません。

以上でございます。

5点目でございますが、日にちを「10月12日」を「12月12日」と読んでしまったようですが、「10月12日」の間違いということになります。

あとは、読み方を「緩やか」を「穏やか」と読んだ点があったようでございます。そこは訂正をさせていただきます。

○議長（高橋たい子君） 白内恵美子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 最初に入札制度についてです。

平成13年度から平成19年度まで、「発注予定の一部工事から抽出し、予定価格の事前公表を試行」となっていたんですが、どのくらいやってみたんですか。それで、結果的にあまりにもひどかったんでしょうか。その様子がよく分からないので、分かる範囲で教えてください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） あくまでも試行ということで、年度当初に工事案件ごとに事前公表ということで、抽出して行わせていただきました。平成13年から平成19年度まで行ったのは全部で42件ほどでした。平均落札率が全部で91.96%ということで、平均的にはこうなるんですが、工事の案件によってばらつきがあったということになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） この事前公表については、やっぱりメリット、デメリットがあって、調べれば調べるほど正直分からないんですけども、ただ今でも新たに事前公表に取り組む自治体があるんですね。だから、やっぱりメリットもそれなりに大きいのかなと思って見てるんですけども、なぜ今回事前公表をと私が提案したかという、最近の柴田町の入札結果を見ていると予定価格をオーバーする業者が見受けられるんですね。そうすると、もう最初から競争に入れなくなりますから、それであればもう事前公表したほうがその業者も入れるのかなと思ったんですけども、その考えについてはいかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） 議員言われるように、最初から入札の時点で予定価格を上回る金額を入札される事業者が見受けられるというのは間違いなくあります。ただ、やはり事前公表をやめると国のほうから指針として示された理由の中に、事前公表をすることによって建設事業者の見積り努力を損なわせる、つまり適正な見積りをしなくなる、積算をしなくなるということ

が、その辺が見受けられたという部分が大きかったのかなとは思いますが、ですので、予定価格を上回る価格を入れる事業者には、こちらで積算内訳を全て確認させていただいています。やっぱりそれなりの理由があってその価格を入れているようですので、現実的にちゃんと積算したものが予定価格を上回っているという事象ではありますが、事前に予定価格をお知らせしたとしても、業者の積算の中でその努力が失せるというか、そこはやはり技術力、積算力というのは予定価格を事前に公表することによって向上しないのではないかという考えで国のほうも通達を出されていますので、現実的に予定価格を事前に公表するかしないかということで柴田町の落札率が変わっているかというところではありませんので、今のところは事後公表ということで取り組んでいるところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） メリット、デメリットをしっかりともう一度見て、検討していただければ十分だと思うんですね。それで事後公表のほうがいいというのであれば別にそれで構わないんです。

私が一番言いたかったのは、入札監視委員会です。これはもう第三者、特に専門家による監視は必要だと思うんですね。特に今柴田町は高止まりになったままずっと来ているので、本当にそれでいいのかどうかも含め、亘理町のように本当に専門の大学教授や、それから税理士、弁護士、公認会計士等、そういう人がきちんと入った中で監視していくということはやはり必要だと思うんですけれども、先ほどの答弁ではやらないということだったんですが、ぜひ必要だと思うんです。担当課としてはどのように考えていますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） 国のほうからは、第三者機関ということで、入札監視委員会等の設置ということの推奨はされているところではございますが、やはり町の体制というか、契約なり検査なりそういう体制という部分もありますので、大体全国的には市なり組織的に大きいところが設置をされている状況であります。ただ、現実的にその委員会を設置するかしないかという部分の中でも、柴田町においては入札が終わった後でも積算の中身、内訳等の確認作業を行っておりますので、実際にじゃあ不正があったかとか、町として発注の透明性が確保されていないかということから考えれば、指名委員会を開催して、業者指名なりそういうことを行ってきておりますので、ある面契約の適正性とか、積算という部分に関して専門家のご意見というのがあればあったでそれは有効なものかもしれませんが、実際に透明性という部分では柴田町においてはホームページで入札案件に関しては予定価格を含め落札価格も全て公表しており

ます。一方で、監査委員のほうからは年2回、契約監査ということで、指名の中身とかそういう部分に関して監査を受けておりますので、今の時点においてはやはり監査委員からのご指摘等も真摯に受け止めながら、契約に生かしていくという形で柴田町では進めているところで、第三者機関に関しては今後とも検討課題ということで考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 亶理町では入札監視委員会の議事録をホームページで公開していますが、ご覧になっていますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） 県内で第三者機関ということで、令和元年11月現在ですと9団体設置されているようでございます。亶理町なり東松島市とか、議事録が公開されておりますので、中は確認をさせていただいております。委員会の中では、例えば随意契約になった案件についての整合性なり、そういう部分で契約全般に関して、全てではなく抽出をされた案件に関して検討をされているというのは確認させていただいております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） この議事録を読んだときに、私はやっぱりびっくりしたんですね。専門家が無作為に抽出した工事について本当に専門的な立場で審議するわけなので、私たちが示された金額だけで見るとは全く違って、実際に経過の説明まで求めていますから、そこまでやっぱりやるべきだと思うんですよね。柴田町も今大きな工事がたくさん入っていますから、なおのこと監視はしっかりとしたものにしておかないと、今後のこともあるし、それとやはり高止まりというのはとても私も気になっているので、それが本当に正当であればいいんですけども、ほかよりも高い可能性があるのかなとちょっと。宮城県と、西のほうとまた違うから、何とも言えないんですけども、比べようがなくて、ただ見るとやはり98%、99%が多発している状況というのは、ちょっと違うかなと思って見ているので、そこは専門家に任せたいと思うんですよね。ぜひ専門家による入札監視委員会、検討していただきたいと思います。要望しておきます。

2点目、こども宅食についてです。

先ほどの答弁では、「みまたん宅食どうぞ便」はまだ始まったばかりでよく分からないということだったんですけども、こども宅食応援団のホームページにこの「みまたん宅食どうぞ便」の紹介文があるんですね。そこで、キャッチコピーのように載っている紹介文が、「「外から見えない“つらい”を見つけない」 難題に立ち向かうアウトリーチの最前線【みまたん宅

食どうぞ便】」とって、紹介しているわけです。このみまたんのほうでも、「デザインの方で支援する・されるの上下関係を変えたい」ということで、とてもかわいらしい動物のキャラクターで、親しみやすいウェブサイトやチラシを作っているんです。そのチラシの言葉は、「どうぞがつながる。明日につながる。みまたん宅食どうぞ便。」となっているんですね。こんな言葉だったら、利用者はうれしい、とても利用しやすくなると思うんですが、いかがでしょうか。

- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（水戸浩幸君） ホームページのほう、拝見させていただいております。確かに入りやすい、親しみやすい状況になっているのかなというのは推測されます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。
- 16番（白内恵美子君） ご覧になっていただいたんだったら、次のこともきっと読んでいらっしゃると思うんですけども、どうぞ便の中心メンバーである社会福祉協議会の松崎氏は、こども宅食の強みについて次のように話しています。「経済的な困窮は一つの側面に過ぎず、関連して就労の問題や介護や病気、障がいの悩み、不登校などの相談があったりする。ご家族はどうぞ便にポジティブな印象を持っているので、根本的な課題を見つけたとき、拾えたときに介護職が介入していきやすい。これは強みだと思います」。この松崎さんの考え方について、どう思いますか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（水戸浩幸君） 子育て支援の中で判断させていただければ、すばらしい取組かなとは思いますが。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 16番（白内恵美子君） 単に食べ物を届けるということだけではないんですよね。あらゆる困難を抱えている家庭を、直接会ってお話を聞くことで支えていくという、やっぱり今までの福祉の概念を変えるというか、全く違う考え方、殻を破って、直接会ってお話をして、初めは相談してこなかった方が少しずつ心を開いて相談してくれるようになる、そうなると思うんです。本当に最初は食べ物を届けるだけかもしれないけれども、本当に何が困難なのかが見えてくると思うんです。ですから、こども宅食便って本当にすごいと思うんです。

もう一つ紹介したいのが、こども宅食応援団の駒崎代表理事は、こども宅食の大きなポイントについて次のように語っています。「従来の福祉が役所の窓口で困難を抱えた当事者が直接行って支援を要請する申請主義に基づいているのに対し、こども宅食は食品の配送を通じて支

援者と家庭との接点をつくり、ニーズや課題を把握するアウトリーチ型を採用しているところにある」。この言葉に私も「ああ、そういうことなんだな」と、今までの福祉は本当に申請主義で、自分から支援を求めなければやってもらえない、役所に来るのが困難な方、嫌な方にとっては全く支援を受けられないような状況になっていたと思うんですけれども、こども宅食は違うんですね。申請を待つのではなくて、こちらから届けるということをするんですね。この考え方は、福祉的な関連で見るとどうですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） やはり相談したくてもなかなかこちらの相談窓口に来られない、そういったお話は聞いたことがあります。ただ、こちらのほうとしましては、そうではなくて、来やすい環境をつくれるようにということで、これまで児童福祉施設であったりそういったところ、全ての職員にそういった体制づくりというようなことで対応してきたという流れがございます。

また、「みまたん宅食どうぞ便」のほうですけれども、議員もおっしゃるとおり行政だけではできないというのも当然ありますし、どうしてもボランティアさんのご協力が必要になるといったことがございます。町としては、子育てサポーターなりそういったことで、そういう触れる機会をなるべく広げていけるような体制づくりということで、今のところ取り組んでいるところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 答弁の中では、「住民の方々からこども宅食への動きが出て、その実現に向けて具体的な相談があった場合に、町としての支援策について検討する」と。住民のほうから動きがなければ、何もしないということよろしいですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 現在、町のほうにも子ども食堂さんということで運営されている方、3組ですね、3件今対応していただいています。ただ、今コロナ感染症の関係で休止という形になってございますけれども、そういった動きがございますのも現実です。今回、こういったことがございましたので、その状況ということでは確認をさせていただきました。そうしますと、やはりボランティアの手がそこまでは回らないというお話も受けていますので、そういった盛り上がりは今後あれば何か方策を考えていきたいということで、このような答弁ということになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 町長へ、文京区の成澤区長は文京区がこども宅食を始めた経緯について次のように語っておられます。「文京区は比較的裕福な地域であると言われていたが、見えない貧困家庭はある。見えない貧困を見えないままに支援するのがこども宅食であり、周囲に困窮していることを知られたくない世帯とつながる手法として有効である」。この考え方はいかがでしょうか。柴田町にも必要ではないですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 考え方は賛同しますが、柴田町の実際にやっている方々ですね、社会福祉協議会、それから子ども食堂の担当に聞いてみますと、理念はいいけれども実際にボランティア、そういう困っていることを引き出して、つなぎ役をする人が現時点では確保できないという現実的な問題がございます。理念は確かにいいんですが、具体的な事業で自分の頭の中に思い描くときに、残念ながら子ども食堂をまずは順調に軌道に乗せることが一番ではないかと。やっぱり子どもたちは独り孤食で、材料をもらってお父さんお母さんが作っていて食べるよりは、月に1回でもいいからみんな集まって食べたほうが孤食を防げると。そちらのほうのウェイトを高めたほうが私はいいいんではないかなという考え方です。ですけれども、民間の方々が宅食をやりたいと言うのであれば、応援することはやぶさかではないと回答させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 住民に丸投げするのではなくて、やはり行政として取り組む必要があると思うんですね。私は以前、成澤区長の講演を聞いたことがあります。「文京区は所得の高い世帯の多い区ではあるが、貧富の差があり、就学援助の受給率も高い」。柴田町よりは低いんですが。「区では、子の世帯、子どもを支援する」と力強く語っておられました。私は、誰一人取り残さないという政治家としての強い信念に感銘を受けました。行政の役割は、弱い立場にいる人を全力で支援することなのではないでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 基本的には区長と同じ考えですが、やっぱり具体的に、先ほど質問にもありましたように、民間と連動しなければ駄目だと。いつの間にか役所がやれみたいな話になっておりますが、その民間が今のところ子ども食堂を軌道に乗せていきたいということでございますので、そういった動きのほかに民間でやりたいということであれば一緒にやっていく。やらないと言っているわけではありませんのでね、そうした動きが出てくるのを待っていても

問題ないのではないかなと。1,700自治体のうち、この宅食に取り組んでいる自治体はどのくらいあるかちょっと調べておりませんでした。恐らくまだ50も行っていないのではないかなと思っております。考え方はいいとしても、その考え方で人が動かないことにはどうしようもないということで、そういった意味で文京区の政治環境、社会環境と柴田町の環境は違うのかなと思っているところでございます。当然財力も違うのかなと。目指すべき課題も大きく違っているのではないかなと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 町長は子ども食堂をご覧になったことがありますか。町内の。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 直接はございませんが、情報はいただいております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 子どもの貧困対策というわけではないんですよね。子どもが自由に来て、食べられる、みんなと関われる場所です。ですから、このコロナ禍のときに子ども食堂にそれを求めても無理ですよ。最終的に町がやることではないと思います、私も。ただ、きっかけづくりは、町が最初動かないと、住民が自分で立ち上げるというのは本当に大変なことです。つなぎ役を町がするだけでいいんですよ。例えばこのみまたんの場合だと、社会福祉協議会が窓口になってやっています。そこによってやり方は違うと思います。文京区のやり方もまた参考にはなるかと思うんですが、それぞれ違うやり方、柴田町ではじゃあ何が必要かということを考えていただきたいんですが、ちょっとした補助金を出したからそれで当分大丈夫でしょうっていう考え方はしないほうがいいですね。お金というのは、本当に食べ物に回るかどうかわからないんです。困っている世帯が、本当に子どもの食べ物に回すかどうかは、そのときどうしても必要なことに先にお金を使いますから、食べ物に回るとは限らないんですね。そうすると、食べ物を持って行って直接お話することで、その家庭がどういうことで困っているのかが見えてくる。そこから初めて支援の手が差し伸べられるわけですから、やはり何か、子ども食堂に頼ることで全然ないです。全く違うことですね。本当にやれることをやれる範囲でやっていくしかないと思うんですが、まずはきっかけをつくってみるということが大事だと思うんですね。今すぐは返答できないでしょうが、しっかりと検討していただきたいと思っております。この人口ですから、本当に困っている世帯もたくさんあると思います。そこにどう手を差し伸べていくか、考えていただきたいと思っております。

台風19号の対応についてです。

先ほどは全てが濁った水だったということなのですが、では土砂が堆積した地域としなかった地域があると思うんですが、土砂が一番堆積していたのはどこですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 土砂の堆積した場所、議員が言っている東船迫もありましたが、新生町、若葉町、西船迫、特にひどかったのは下名生地区、剣水地区が一番あったと。あとは西住ですね。これについては建設工事協議会の方々、5日間出っていて、ボランティアでもって11業者さんに出っていて、すっぱり取っていただいたということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 東船迫地区もかなりひどいところがありましたよね。同じ地域の中でも土砂の量が全然違ったかと思うんですけれども、いつまでも砂ぼこりが舞っていたところもあったと思うんですけれども、同じ地域の中でそういうふうには差は出るものなんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） その場所、その場所で大分条件が違うと思うんですね。例えば宅地の隣が畑であったりとか、そういう土の部分が余計ある場所については、当然そちらから流れてくるとかということもあるでしょうし、あるいは側溝にたまっていた土砂の量が、残念ながら私どもの管理ですけれども、多い場合はそちらから出てくるという場合があるので、いわゆるケース・バイ・ケースといったところだと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 前から気になっていた内水の水位について知りたいと思い、先日、台風19号による大雨の対策に係る対応調書（古河水門）を入手いたしました。この調書によれば、地区外排水路の水位は午前9時から午後10時までの間に8回しか測定していません。先ほどの答弁どおりだったと思うんですが、なぜもっと頻繁に測定しなかったんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） これは説明会でもって、東船迫地区の方からぜひその調書を頂けないかということで質問があって、その際におあげしたものと同じものでございますが、船岡大橋やら観測地点の水位というのは、ほぼ1時間に1回ずつの割合でデータが上がってくるということでございます。それに合わせればいいんでしょうけれども、1時間に1回ずつということではなくて、一定の雨の降り方でもって、私たちもずっと24時間そちらについているわけじゃなくて、巡視とともにそちらに行って測ってくるという形でございますので、こういった回数になったということです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） やはり職員は巡回して忙しいので、なかなか測定できないんだろうと思います。ですから、私は水位計が必要だと思うんですね。

まずはそれは置いておいて、この調書を見る限り、常時内水のほうが水位が高かったというのは言えないと思うんですよ。白石川の古河水門前の水位が17時に8.29メートルのとき、地区外排水路の水位は16時33分で7.2メートルでしたね。1メートルも低かったんです。その後、地区外排水路が18時20分で9メートルとなり、一気に1.8メートルも上昇しています。先ほどの答弁では、一気に上昇した気配は見受けられないということだったんですが、この数値を見る限りにおいては一気に上昇していますが、それは一気に上昇ではないんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 議員が言われた12日の5時の時点では、実は古河水門というか、地区外排水路の場所は、ご存じだと思いますが白石川の川面より2メートル高いところにあるんですね。ですから、船岡大橋で9.29メートルでも、逆流とかそういうことじゃなくて、もとの持っている地盤高が高いので、全然行ったりとかということではないということです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） ただ、雨量計のほうを見ると、17時時点では入間田で累計でまだ72ミリぐらいなんですよね。内水が高くなる状況には全くなっていないときに上がっているんですよ。これはどういうふうに説明するんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 議員に失礼ですが、19ミリという雨量を見れば、全体に約2センチ近く、193ヘクタールにたまるということなんです。つまり、地区外排水路が受ける面積は、議員が住んでいらっしゃる西船迫も含め193ヘクタールなんですよ。そこに2センチの雨が同時に降ったということを想像していただければ、こういった数字もおかしくはないということです。つまり、一気に上昇したという数字というよりも、当たり前数字でもって上がってきたと考えています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） そうすると、この数値も内水により1.8メートルも上昇したと。そんなに一気にいくものですか。ふだん累計で72ミリ、9時から降っていたとして9時間かかって72ミリになっている場合、内水が氾濫するようなことはないですよ。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 日本の災害の認定といいますか基準がございまして、1時間当たり20ミリ以上降ること、あるいは24時間で80ミリ降ったら災害ですよという認定を受けることができますという数字になります。累計で例えば72ミリ程度ですと、ほぼ災害に匹敵するぐらいの基準に値しますので、何らかの都合で一気に上昇した、測る時間も若干実はタイムラグがあるんですが、私たちが測ったのは4時33分、次に測ったのが実は18時20分、約2時間たっていますので、時間当たりに直すと90センチということになりましょうか。一気に例えば1.8メートル1時間でどんと上がったということじゃなくて、徐々に徐々に上がってきたんだろうと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 地区外排水路の水位計は11.6メートルまで計測できるということなんですが、11.6メートルというのは道路よりも低いですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 11.6メートルというのは、ちょうど地区外排水路の、ボックスで川のほうに入り込むところの道路の角のガードレールの下の部分で11メートルになります。それより60センチ水位計が上に出ていますので、その時点では道路にかぶっている状況ということなんです。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 東船迫に住んでいる方で、19時から20時ぐらいの間にはもう膝のあたりまで水が来ていたと言う方がいるんですけれども、この数値を見るとそれは考えられないですよね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 19時ですと、9.3メートルなので、そこまで行くまでにはあと2メートル近く差があるので、それはあり得ないんじゃないかと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 私も今回時間を聞いていて、「あれ、おかしいな」と思ったんですね。だって、まだ入間田の累計が72ミリのときに、普通の道路で膝ぐらいまで来るとかあり得ないでしょうと。それから、8時頃に避難した方はもう本当に車が出せないぐらいのところまで来ていたとか、そういうことを言っているのでも、それでおかしいなと思ったんです。ちょうどこの対応調書を頂いたときだったので、これで時間を見るとちょうど上昇してきたときと合っているのかなというか、ちょっとどういうことだったんだろうと思ったんですが。

- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。
- 都市建設課長（水戸英義君） 町長答弁で、庚申前に滝のようにというご質問があった際に答えていますが、25ミリとか30ミリの時間雨量で雨が降ると、アスファルト道路に降った雨は、特に光が当たると物すごい勢いでもって白く、すごく早く流れているように見えるんですね。つまり、その時間に30ミリとかそういったオーダーで降ったとすれば、例えば8時42分の段階ではもう既に11メートル10になっているので、道路に水があってもおかしくない。あるいは東船迫地区であっても低地部はございます。その部分については、若干雨のはけが側溝でのみ切れなくて、少したまっていた可能性は当然あるのかなとは推測できます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 16番（白内恵美子君） なぜ常時内水のほうが高かったと説明していたんでしょうか。1.8メートル上昇して、一時的には地区外排水路は9メートルになって、その後がずっと高くなっていますが、その前を見るとそうではないですよ。ほぼ一緒に、そして16時33分では7.2メートルまで下がって、白石川よりも1メートル低い状態でしたよね。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。
- 都市建設課長（水戸英義君） 先ほども言いましたけれども、白石川の川面と地区外排水路の出口は2メートル違うんですよ。つまり、白石川が9.何メートルまで上昇しても、地区外排水路の出口まで到達していないんです、実は。ですから、数字的に見ると高いんじゃないかという理論になるんですが、実は全然届いていないんですよ。川の水位自体が地区外排水路の底よりも低い状態。なので、数字が独り歩きすると当然、「何だ、白石川が9メートルで、地区外排水路は7メートルなんじゃないか」ということになってしまうんですね。
- 議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。
- 16番（白内恵美子君） そうしますと、柴田大橋付近から見ると古河水門前は1メートル低く、そして地区外排水路は2メートル低いという言い方でいいんですか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。
- 都市建設課長（水戸英義君） 2メートル高いんですね。当然川のほうが低いですし、川が低くて地区外排水路の排水がこういうふうに流れてくるということです。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 16番（白内恵美子君） そうすると、古河水門前と地区外排水路は1メートル差で常に見ておく必要があるということですか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

- 都市建設課長（水戸英義君） 白石川の柴田大橋のところで測定している水位と、古河水門前の白石川では、1メートル低いということでございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。
- 16番（白内恵美子君） 地区外排水路の水位と古河水門の水位を比べるときというのは、じゃあどういうふうにするんですか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。
- 都市建設課長（水戸英義君） どういうふうにするんですかというよりも、水位計を当然設置してあるので、それを見て測っているということです。古河水門前の白石川は、あくまでも推定値になるので、船岡大橋から1メートル引いた数字を記載しているにすぎないんですね。古河水門前というよりも、地区外排水路のほうはしっかりとした水位計があるので、それはデータとして取れるということです。
- 議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。
- 16番（白内恵美子君） 古河水門前も本当に1メートルかどうかちゃんと調べるべきじゃないですか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。
- 都市建設課長（水戸英義君） 宮城県から河川台帳を頂いていまして、そのデータでは1メートル引けばちょうど古河水門前の水位に該当するだろうということで、大河原土木事務所のほうからもアドバイスをいただいています。ちょうど河川計画というのがあって、ここからここまでどういった勾配でどう流れるというのがあるんですね。それに基づいた数字でございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。
- 16番（白内恵美子君） 地区外排水路のピーク時の水位は、出していないと、分からないということなんですけど、簡単に考えると道路までの高さは分かりますし、それからすぐそばの家屋の浸水の深さと全部足し合わせていけば出るんじゃないですか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。
- 都市建設課長（水戸英義君） 先ほども言いましたように、場所によって当然高い、低い場所はあるので、一概にそこだけを見てこうだったんじゃないかということではないと思います。議員言うように、すぐ手前側にお家があって、そこではこのくらいというラインも確かについていますけれども、例えば波によって細かいごみか何かが流されて上まで行った、あるいは一時的にこういう状態、風が吹いていけば当然こうなりますし、物に当たれば、家とかに当たれ

ば当然水は戻ろうとする力も働くので、現実的にここまで行った、ここまで行ったというのは一概に言えないような気がします。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） あれだけの水害があったわけですから、内水がどこまで行ったのかというのは概算でいいからきちんと出すべきだと思うんですよね。そうすると、水位計に近い家の浸水を見れば分かるんじゃないですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 参考値として、当然福祉センターもお隣にありますし、生協の倉庫、あるいはその隣ということであって、高さもどのラインまでというのが明確じゃなくて、こういうふうに大きくごみが家の外壁になると、私たちがさすがに、余計についていたのはどのラインかということ、あくまでも想定しなくてはならないので、一番上に行ったからその高さなのかとかというのは、多分内水の調査の結果を見れば比べることはできるんでしょうけれども、そういったことはすり合わせはしていません。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 調査をしてみたらどうでしょうか。どのくらいまで行ったんだろうというのはやっぱり皆さん心配しているところで、それで家の中が何十センチ、何メートル浸水したということになるかと思うので、ある程度地域ごとにどこまで行ったのかは、正確な数字は水位計がないので分からないので、出しておくべきだと思います。

それで、今回補正予算で河川管理費として古河水門開閉装置改修工事費が計上されていますが、どのような改修となるのか、詳しく説明していただきたいんです。

○議長（高橋たい子君） ただいまの質問なんですが、補正予算のほうでどうぞやってください。そのほか、ございましたらどうぞ。

○16番（白内恵美子君） 工事をすれば開閉は本当にしやすくなると思うので、今後また大型台風が予想されるわけですから、今年ももう台風シーズンに入っています。それで、水門というのは本来台風のような大雨のときはやはり一時的には閉めなければならないんじゃないですか。地域の皆さんはやはりそこを言っているわけですよね。一旦閉めてくれればよかったのにといいうふうに思っている。確かに内水はどんどん上がるんだけれども、白石川からの逆流があったんじゃないかというのがどこまでも皆さん払拭し切れなくています。だから、やはり一旦閉めて、白石川が少し下がり出したら開けるといって、基本に沿ってやったらどうなんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 町長答弁にも入っていますが、どういう例えがいいのか分かりませんが、地区外排水路の水は、排水路とか下水道の計画に明確に出ているんですけども、マックスで1秒間に24.641トン、毎秒24.641トン流れるんですね。それで、先ほど193ヘクタールの計画がございましてと言いましたが、それだと古河水門付近の地区外排水路は水が全部来たとして8万8,700立米、とても大きい数字ですけども、1時間当たり8万8,700立米来ることとなります。今回降った雨は最大で53ミリですけども、50ミリで計算すると1時間当たり9万6,500トン来るんですよ。つまり、7,800トンはキャパをオーバーしているんです。つまり、事前に閉めておけという理屈だったら、もう白石川にも全く排水できないまま、その水量がどーんとたまっていくと。つまり、とてつもない早い時間でどこまでも冠水した。つまり、西船迫の恐らく高いところまで雨水管から噴き出していた可能性があると思います。やっちはいけないと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） そうすると、水門があってももう役割は別に果たさないということですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 本来の水門の役割というのを概念だけ申し上げますけれども、本来の水門は川に影響を与えないために設置させられているんですよ。つまり、何かあったら本来は閉めろということなんですけれども、台風19号では白石川から水門を閉めろということはありません。

ただ、水門はどういったときに閉めるんだらうというのが疑問になると思うんですけども、例えば柴田町付近はほとんど雨が降っていない、蔵王の山々は思いつ切り降りました、七ヶ宿町から蔵王町、白石市にかけては思いつ切り降りましたという場合は、柴田町で降っていないので、当然守るために閉めることはあると思います。白石川の増水とともに、降っていなければ当然内水はたまらないので、閉める可能性はあります。白石川の水位が落ち着いたら、当然開放してやる。それが普通の流れになると思います。

ただ、今回のように内陸部、蔵王とかあまり降らないで、当然思いつ切り降りましたけども、一緒に降っていたのでは、閉めちゃいけないと思います。やっぱり水位、どういう流れでもってというのは確認しながらのほうが良いと思います。

ただ、今回7月28日、秋本議員のほうから質問があつて、155ミリ程度降っているんですけども、その際も私たち常に詰めていました。地元のある方は、「水門を閉めたからこいなぐ

なってるんでないか」ということで何回も電話をよこして、「現場で待ってるから来い」と。近くにあった葉っぱを流して、確認してもらいました。流れています。「何だ、開けてたのか」と。「あんだだち、前回は本当は閉めてたのにずっと開けてたと言ってたんだべ、本当は」というような会話なんですね。地元も多分迷っています。閉めたらいいのか開けたらいいのか。というのは、私たちは一定の基準で、絶対高かったら閉めないということを決めていますけれども、地元は迷っています。ただ、冠水させない、床上浸水させない、そういったことは当然のことだと思うので、何らかの方法を探っていくために古河水門を直してみたり、あるいは排水ポンプ車を買ったりということもして、どんどんどんどん防いでいきたいと思いますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 今のお話を聞いていると、これから大型台風が来た場合はあの水門を、あの量ではどちらにしても内水はもうはけない、今回のようにならざるを得ないということですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 条件にもよるとは思いますけれども、また土地改良施設の話を出すのは悪いですが、今回たまたまゴルフ場のところは若干閉塞気味になっていたという事実はあって、槻木地区に水はあまり実は行かなかったんですね。ということを見ると、1か所崩れていたことによる被害もあったろうし、あるいは水門操作、中間にもいっぱい水門とかがあるので、そういった操作ですとか、できることを、農政課長とか土地改良区、あるいは上下水道課長とも言ったんですが、やれることってどういうことあるんだべということをみんなで話をしている途中です。それを一つ一つ、これを試してみようというのを模索している途中なので、もうちょっと違う対応が、排水ポンプ車をいっぱい借りるばかりじゃなくて、そういった今物理的なことでできることを試すような工夫もしたいと思いますので。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 国土交通省が推奨する危機管理型水位計の本体価格は100万円以下です。やはり水位計を設置して、きちんと説明ができるように、どれだけの水位だったということも分からないと住民のほうも納得できませんし、今後のことを考える意味でもどこまで内水が上がったか分からないというのはやっぱりおかしいと思うので、ぜひ設置していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 私どもで今水防災意識向上マニュアルというのをつくってまして、総務課のほうでは国土強靱化計画ということで、柴田町の悪いところ、例えば水害のリスク、あるいは地震があったときのリスクを含め、様々なリスクを評価しようと。それに対して、こういったことができるんじゃないか、こういうこともあるということで、今国土強靱化は総務課、水防災意識については私どもでやっております。その中で、例えば水位計ということになれば、評価した中でですよ、当然検討していくということになるかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 間もなく会議終了の4時を迎えますが、このまま会議を続けますのでご了承願います。

再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） ぜひ設置を検討してください。

○議長（高橋たい子君） これにて、16番白内恵美子さんの一般質問を終結いたします。

次に、10番佐々木裕子さん、質問席において質問してください。

〔10番 佐々木裕子君 登壇〕

○10番（佐々木裕子君） 10番佐々木裕子です。大綱1問、質問させていただきます。

教育現場のコロナ感染対策・タブレット導入等を問う。

一旦終息がみえたかに思われた新型コロナウイルス感染でしたが、最近各地で感染者やクラスターが発生するなど、まだまだ油断はできない状況にあります。

教育現場においても、新型コロナウイルスは大きな影響を及ぼしており、どのように取り組めばよいのか、模索状況にあるものと思います。

そのような中、文部科学省は新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」のための対策として、学校の授業を協働学習など学校でしかできない学習活動に重点化し、個人でも実施可能な学習活動の一部を授業以外の場において行う考え方を示しました。文部科学省が示したこの考え方については、積極的に自分で学習を進められる子とそうではない子の差が広がる可能性がある、特に小学校低学年などでは保護者の負担がふえる、単元をこなすだけでは遅れを取り戻すことにはならない、子どもたちの学びが定着しているかどうかを見極める必要があるなどの意見が出ております。

また、学校現場では、教室での3密防止等の感染症対策や学習の遅れがみられる児童生徒の個別サポートなど、新型コロナウイルス感染症によって新たな対応が求められており、学校の働き方改革という重い課題も抱える中、今までの教員では運営をまかないきれない事態となっております。

国は、学校の人員確保に対応するため、全国で新たに教員を3,100人配置するなど、学習指導員やスクール・サポート・スタッフと合わせ8万人を超える人材を確保する予算を計上していますが、人材の確保は各自治体に任されており、自治体によっては確保が困難な状況も見られます。

柴田町では、文部科学省が進める「GIGAスクール構想の実現」に向けて、小中学校情報通信ネットワーク整備工事を令和2年度7月会議において議決しました。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として、児童生徒1人1台の情報通信端末整備の予算を6月会議と7月会議の補正予算で議決しています。環境整備が整うことで、オンラインでの授業が可能となり、学習を途切れることなく行うことができるようになります。

全国では、休業中においても、以前から情報端末を使った学習を授業に取り入れてきた学校などでは、子どもたちとオンラインでつなぎ、健康状態や宿題の進捗状況を確認したり、授業を実施したところもありました。

また、先進的な取り組みとして、埼玉県戸田市では、学校再開後も次の感染再拡大によって休校になる事態に備え、オンラインと従来型対面授業を組み合わせた「ハイブリッド学習」と名づけた授業を進めており、一人の教員が行う授業を3つの教室につないで双方向の授業を行っています。子どもたちは密を避けて分散できるうえ、日常的にこうした授業を行うことで、家庭と結んだオンライン学習にもすぐに転用が可能になるとのことです。

新型コロナウイルス感染症によるこれらの変化については、地域によって感染状況も学習の進み具合も異なることから、今後ますます教育委員会や学校長の判断が重要になるものと考えています。

それらを踏まえ、町の現状等について伺います。

1) 町内小中学校の校内における新型コロナウイルス感染防止対策は。

2) 文部科学省が示した、学校の授業を協働学習など学校でしかできない学習活動に重点化し、個人でも実施可能な学習活動の一部を授業以外の場において行う考えについて、柴田町はどう受け止め、どのように取り入れていきますか。

3) 教員及び学習指導員などサポートスタッフの人員確保における現状と今後の態勢は。

4) 教員は、一人一台のタブレット端末導入において指導する立場となりますが、全員タブレット操作をマスターしている状況ですか。

5) タブレット端末やプロジェクター、電子黒板等の現在の活用状況について伺います。

以上、答弁願います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 佐々木裕子議員の質問にお答えします。5点ございました。

1点目、町内小中学校の感染防止対策についてです。

学校再開後の小中学校では、文部科学省より発出された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、密閉・密集・密接の回避、手洗いやせきエチケットの励行、児童生徒及び教職員の健康観察などを行い、感染防止に努めております。

例えば各学校では、登校時には体温、体調の確認を行い、教室では子どもたちの体の距離が最低1メートルとなるように机の間隔を空けること、また給食時には全員が前を向いて食べ、大きな声を出さないこと、換気につきましても、エアコンと併用しながら、小まめに行うなどして、児童生徒の健康管理に努めております。

また、教職員、児童生徒のマスクの着用につきましては、常時マスクを着用する指導から、熱中症などの健康被害が発生するような場合にはマスクを外す指導に変更しております。

その他の取組としましては、出入りが多い箇所や子どもたちが触れやすい箇所の消毒を行ったり、集会など密になりやすい場合には放送で行ったり、時間を短縮したり、入場人数を制限するなど、工夫しながら、密閉・密集・密接の回避に取り組んでおります。

今後も感染状況や最新の情報、知見を基に、小中学校と連携を取りながら感染防止に努めてまいります。

2点目、学習活動の重点化についてです。

今年の5月に文部科学省が発出した「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について」の通知は、新型コロナウイルス感染防止による臨時休業の長期化により、学校の授業における通常の学習活動で指導を得ることが困難な場合の特例的な対応として、指導の重点化を図るよう求めたものです。

本町の小中学校では、前の学年の未指導部分の指導は、6月に学校が再開してから3週目の6月19日には完了しており、現在のところは夏休み及び冬休み期間の短縮や学校行事の見直し、時間割編成の工夫などを行うことにより、年度当初予定していた内容の指導を本年度中に終えることが可能となっております。

重点化を図ることにつきましては、例えば算数の問題演習や国語などでの自分の考えをまとめる活動などは家庭で行うよう取り扱うなどの工夫も取り入れれば、柴田町の子どもたちの「学びの保障」がより一層可能となると見込んでおります。

今後も子どもたちの健やかな学びと健やかな育ちを確実に保障することができるよう努力してまいります。

3点目、学習指導員などの人員確保についてです。

文部科学省では、令和2年度第二次補正予算の中で新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」のための人的体制整備としまして、教員の加配3,100人、学習指導員の追加配置6万1,200人、スクール・サポート・スタッフの追加配置2万600人の予算を計上しました。

この事業は、県が受け皿となり、教員の加配を除いた新型コロナウイルス感染対策等のための学習指導員及びスクール・サポート・スタッフに係る配置支援事業として、町が県に対し人材の任用に関する経費を申請する補助率10分の10の県からの間接補助事業となっております。

町としましては、これまで学習指導を支援する特別支援教育支援員を現在20名配置しておりますが、今回の事業も活用し、20名の特別教育支援員に加えて、さらに学習指導員3名、スクール・サポート・スタッフ8名の計11名の任用を予定しております。

4点目、教員のタブレット操作についてです。

柴田町では、平成21年度から授業や家庭学習のための資料作成や教職員間での情報共有などのために、公務用として先生方1人に対し1台のパソコンを町がリースしております。また、職員室にはインターネット環境も整備されていることから、児童生徒の学力向上のための教材や問題データベースを使用することが可能となっており、活用が図られております。

令和元年度の「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」の本町の先生方の調査結果を見ますと、「教育効果を上げるために、コンピューター、インターネットなどの利用場を計画して活用する」の項目では、「できる」「ややできる」と回答した先生が73.9%でした。児童生徒1人1台のコンピューターと高速ネットワーク環境を整備・活用する「G I G Aスクール構想」を着実に実現していくためには、オンライン授業実施に向けた研修や、教職員がI C Tを効果的に活用できるスキルを磨くためのトレーニングなどを段階的に実施していく必要があると考えております。

柴田町では、宮城県教育委員会の小中学校のオンライン教育を推進する事業の県内4か所のモデル運用の指定を受けており、先月20日には船岡小学校と東船岡小学校を会場に、町内の全ての学校から複数の先生が参加して、県教育委員会の指導主事を講師に迎え、両校をオンラインでつなぎ、同時双方向型の遠隔での共同研修を行ったところです。

また、モデル市町村としての研修に加えて、町独自の研修を各学校を会場に年度内に1つの

学校で3回程度、合計27回程度行う予定です。

5点目、タブレット端末等の活用状況についてです。

令和元年度の「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」の本町の先生方の結果を見てみますと、「授業に必要なプリントや提示資料などを作成するために、ワープロソフト、表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する」の項目では、「できる」「ややできる」と回答した先生は87.5%でした。この結果にもありますように、本町の先生方は授業などでタブレットやパソコン、書画カメラ、プロジェクター、電子黒板など、情報機器をほぼ毎日活用しております。活用例としましては、書画カメラで教科書の一部や子どものノートや作品を電子黒板に拡大して見せることによって、視覚的に情報を伝えたり、DVD教材を活用して映像と音声による情報を伝えたりすることで、子どもたちの関心を高め、集中して学習に参加できるよう工夫しております。

これからも柴田町の全ての児童生徒が学校でわくわく感を持って学習することができる環境を整備し、活用を図ることを引き続き継続していく考えであります。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 佐々木裕子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） ただいま答弁いただきました中に、新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルというものにに基づき学校ではそういう対応を行っているというご答弁がありました。それでは、授業が終わった際の休憩時間になりますときに、水を補給する場合に、先ほど「熱中症からマスクを外すこともある」というふうな答弁も入っていましたので、このことについてはどうなのかなと思いますけれども、水を飲むときはやっぱり3密になるような状況というのができるのかなと思うんですね。水を飲むときにはマスクを外しますので、その辺、先生方としてはどういうふうに指導されているのか、お伺いしたかったんですけども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 水分補給時とか、そのときだけではなく、やはり一定の距離を保つこと、それからできるだけ私語を慎むこと、それから会話をする際にも一定の距離を保つこと、そういったお互いの体が接触しないように指導しておりまして、水分補給時にかかわらず常にそういったところに対応するように指導しているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） 校庭の活動なんですけれども、子どもたちが接触する部分なんかちょっと見られたことがあるんですけども、今はそういうことはなくなっているのかどう

か、その辺をお伺いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 校庭の活動時においてですけれども、先ほど答弁にもありましたように、体育の時間とか休憩時間においては熱中症対策のために一定の間隔を保てるのであればマスクの着用はしないというようなことで、今回マニュアルで変更になっているところがございます。そういった状況の中で、休み時間、密集があったりとか、そういったのが見受けられたということではあるんですけれども、体育の時間においてはそういうことが起きないように先生がついて指導しているんですけれども、どうしても休み時間でそういうところが起きてしまうというはあるかもしれません。ですから、休み時間も含めて常に目を配って、そういうふうな状況にならないように対応していきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） 続きまして、登下校時ですね。見守り隊の方も付添いをなさってくださっていると思うんですけれども、そういう方々へこのようにしていただきたいとかという学校側からの指導というのはどのように行われているのか、もう一度詳しくお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 登下校時に見守り隊の方々に対応していただいて、大変ありがたく思っております。それで、見守り隊の方々に対してお願いしている点が幾つかあるんですけれども、マスク着用についてはお願いしているところです。それから、やはり暑い日にはどうしても熱中症のこともありますので、マスクを外しての登下校、距離を取ってですけれども、登下校する子どもたちがいれば、そういった子どもたちには距離を取る、また大声を出さないとか、気づいた点がありましたらご指導いただくということをお願いしているところでございます。その点で、子どもたちの交通安全に関して併せてお願いしているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） それでは、子どもたちが家庭に帰りますけれども、家庭内における感染防止の指導などは、子どもたちに親御さんに伝えてもらうような形でどのように指導なされているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） やはり学校だけの指導では十分な感染症対策は難しいので、ご家庭にもそういった対応をお願いする部分がございます。特に毎日の健康観察ですか、体調です、それから検温のチェック、毎日体温を測っていただいて、朝その検温カードを提出して

いただくことになっておりますので、毎朝検温をやっていただくと。それから、不要不急の外出は控えるようお願いしたいというようなこと等、学校のほうから各ご家庭をお願いしている部分がございます。そういったものは、学校からの通知なりでお願いしております、各ご家庭のほうには周知しているという状況でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） ただいま検温カードを提出いただくということでしたけれども、学生からは全員そういう提出はきちんと出されているんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 検温カードは毎朝提出していただいております。ただ、どうしても何人かは測ってこなかったという子どもさんたちがいらっしゃるんですけども、その場合は非接触型の体温計を各学校に備えつけてありますので、そういったので検温して記録をしておりますので、そういう方に対しても対応はしておるところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） 今おっしゃったのはサーマルカメラでしょうかね。熱を感知する。そういうので、カードを提出はしていただいておりますけれども、本当に測ってきたのかどうかというのは分からない部分があるので、学校で直接測るといことはしないのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 基本的には検温カードに記載されてきた体温を信じて、そのまま入ってもらいますけれども、学校によっては今お話しされたカメラを設置して測っている学校もあります。全部ではないんですけども、そういう対応をしているところがございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） 他の自治体なんですけれども、コロナ感染を防ぐために子どもたちを登校させない保護者の方が出ているようなんですけども、柴田町の学校ではそういうことは出ているのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 感染不安による欠席ということになるかと思うんですけども、学校を再開した直後には数人いらっしゃったんですけども、現在はそういった方はいない状況になっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） 今何人かいらっしゃったということだったんですけども、学校を休

んで登校してきた際に、コロナじゃないかとか、いじめとか差別、そういう問題はどうかでしよう。柴田町ではまだそういうことは出ていないでしようかね。出ていないのが一番いいんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 児童生徒さんが休まれた理由というのは、特に学校でこの人は何で休んだかということをお話ししているわけではないので、何で休んだかというのは子どもたちは分からないです。今のところはいじめとか差別とかそういうのは出ていない状況なんですけれども、今後もそういったことが起きないように対応していきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） 今、看護師さんとかそういう職種に就かれている方は、いじめとか差別、そういう問題で悩んでいらっしゃる方もいると思うんですけれども、柴田町の中でも親御さんが看護師さんだったりそういう職種に就いていらっしゃる方の子どもたちがいっぱいいると思うんですけれども、そういうことでの相談などは来ておりませんか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） そういった事情でのいじめとか差別とかが起きているということは、学校のほうからは特に報告は今のところ来ておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） それでは、学習の遅れですか、3月までの期間で完了できるという、そういう取組をしているので、子どもたちにとっては大丈夫だというお話がございました、2問目の。長い休みがありましたので、その分授業ができずに、ちょっと遅れた部分があると思うんですけれども、そういう中で来年の3月までで大体全部学習課程が終えられるということなんだろうけれども、子どもたちにとって詰め込みにならないかどうか、その辺がちょっと気がかりだったものですから、ちょっとお話しいただければと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 前年度の未指導部分というのも、随分と検討してもらって、ある意味で子どもたちが学習しなければいけないところを残さないようにということで、取り組んでもらいました。先ほどお話ししたように、6月の第3週までには終わるといような、未指導部分が少なかったということが一つはございました。あと、6月にスタートしてからの日程につきましては、これも各学校で先生方で情報交換を十分にさせていただいて、夏休みあるいは冬休み、それから行事の精選等を図って、乗り越えられるというような声を聞いております。

でも、今議員おっしゃいますように、積み残ししてしまうような子どもたちというのも当然出てくるだろうと思われまますので、そういった子どもに対する指導というのをやっぱり十分確認しながら、学校がそういう子に対して手厚く指導できるようにということを心がけていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、今回コロナ禍によって長期間の休校になりましたけれども、子どもたちの学力低下を防ぐために各学校においてどのような方策を講じたのか、その辺をお伺ひいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 各学校では、まずプリントを自宅に届けるという対応をしました。また、中学校段階ではネットを使ってやり取りできる子どもたちには、ネットを使ってやってみましょうということで、取り組んでもらいました。

また、子どもたちにアンケート調査を取って見たんですけれども、子どもたちとしては「計画的に学習した」と回答した子どもが75%という数字なんですけど、もう一つ、「1日どれぐらい勉強しましたか」というのでは、70%ぐらいの子どもたちが1ないし2時間というところにとどまっていますので、長い休みの間での学びの習慣というのが大分薄れている部分もあるだろうというふうに押さえまして、各学校で学習習慣化を図るようということで今取り組んでもらっているところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） いろいろその学校によって策を講じたと思ひますけれども、今小学生にはプリントを自宅に配達するというか渡しに行くということでしたけれども、そのプリントは最後にはどのような形で提出となりましたか。その辺をお伺ひいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 大体平均1週間に1回だったと思ひます。1週間後に届けていただくというような形を取りまして、採点してあげて、あるいは「頑張ったね」等のコメントを入れて返してきて、保護者の方からも「努力していただいてありがとうございます」というような声が届いているんですということも聞いておるところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） 先ほど先生方の研修のことが出ておりましたけれども、先生方もICTというか、こういう情報端末には結構慣れている方がいると思ひますよ。その

辺を。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 先生方は授業の中でも現在いろいろな、パソコンとかカメラ、それからスクリーンなどを利用して授業をやっていたりとか、それから先生方についてはもう既に1人1台パソコンは配置しておりますので、そういった操作については特に問題がないと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） あとこれから3回、合計27回ぐらい講習を受けるということだったので、それくらい受けられればマスターできるのかなと。私たちも今回始まったばかりなので、私などは四苦八苦しているところなので、できる方は、ばばばぱっとやるんですけども、なかなか難しいところがあります。その辺で、これぐらいの回数をやっていただければマスターできると思いますので、よろしく願いいたします。

それで、1つ戻りますけれども、3問目のスタッフですね。学習指導員とかそういう方、柴田町でも20名配置して、さらに指導員3名、スクール・サポート・スタッフ8人、計11人を予定しているということでしたけれども、これはもう確実に見つけることはできたのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 現在募集しております、ハローワークとかお願いしているわけなんですけれども、先日面接しております。ただ、どうしても指導員の方は教員免許をお持ちの方という条件もありまして、なかなか人材が来ないといえますか、募集しても来ていない状況でございます。スクール・サポート・スタッフにつきましては、現在5名ほど決まっておりますので、また募集を継続して、何とかこの人数は確保したいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） 聞いた話によりますと、退職者の方なんですけれども、コロナの感染を心配して断る方も増えているような状況にあるというのを聞きました。そういう中で、ちょっとなかなか来ていただくのが難しいところではありますけれども、どうぞ定員を満たすように頑張ってくださいなと思います。

それから、タブレット端末を今度は1人1台ずつ使うようになりますけれども、今現在スマートフォンとかそういうもので誹謗中傷が飛び交うような現状となっておりますけれども、そういう中でタブレットを渡す前に一定の規定とか、それから設定を設ける必要があるのではないかなと思うんですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 現在、学校に設置しているパソコンがあるんですけども、それらについてはフィルタリングをかけております。今回1人1台準備する予定なんですけれども、同じようなフィルタリングをかけて、例えば犯罪や暴力、それから掲示板へのいたずらとか誹謗中傷、そういったサイトにつながらないようなフィルタリングをかけて対応していきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） そういうことをしていただいて、いじめとかそういうもののきっかけにならないような形で利用していただくようお願いしたいと思います。

それから、オンライン学習をめぐっては、家庭の経済状況によって利用できない子どもも出てきていると思うんですけども、それに対しては国のほうでも情報端末に加え通信用モバイルルーターですか、それも優先的に環境を整えるということを決めました。柴田町で対象となる子は何名ぐらいいらっしゃるのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） ご家庭で使うには、議員さんおっしゃったようにルーターが必要になってきます。今回、国のほうで補助制度があるんですけども、その補助対象にしているのが就学援助を受けている子どもさんの人数に関しては国のほうで補助しますということになっておりますので、平成元年度の人数からすると359名が就学援助を受けておりましたので、その台数分については補助申請をしております。

今回、家庭におけるインターネット環境のアンケート調査をしたところ、インターネットにつながる環境でない世帯もありますので、そういった方々に関しては町独自で準備して対応するように今現在検討しているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） 件数と言ったらあれなんでしょうけれども、何件ぐらいになりますかね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 約49%の世帯が、スマートフォンではいろいろインターネットにはつなげるんですけども、いざパソコンを自宅に持ち帰ったときにインターネットにつながる環境ではないとお答えになった世帯が49%いらっしゃいますので、単純に2,800人の児童生徒さんがいますから、1,400世帯程度と思われるので、先ほどの就学援助の360名ぐらいを差

し引いて約1,000台ぐらいは準備しなければならないかなとは今検討しているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） これは先ほど町独自ということでしたけれども、大体どれぐらいの金額を想定してらっしゃるんでしょう。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 補助基準額が1台当たり1万円になっておりますので、機械に関しては1台1万円程度の予算で対応したいと思っております。ただ、それには通信料は含まれておりませんので、通信費も含めたモバイルルーターなんかもいろいろ出始まってきていますので、今後このG I G Aスクール構想に対して各通信事業者がいろんな商品を恐らく出してくるのではないかと思っておりますので、機械と通信費が別々になるのか、それとも一緒に格安の機器が導入できるのか、その辺はちょっと今後検討しなければならないと思っております。

○議長（高橋たい子君） 佐々木議員、再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） 分かりました。では、今後ともやっぱり子どもたちの中で平等にそういう学びが受けられるような状況、環境を整えていただきますようお願いを申し上げます、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋たい子君） これにて、10番佐々木裕子さんの一般質問を終結いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午前9時半から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時43分 散 会

上記会議の経過は、事務局長大川原真一が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年9月3日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 3番 安 藤 義 憲

署名議員 4番 平間 幸弘